

議事日程第2号

令和3年12月2日(木)

第1 市政一般に対する質問

佐々木 克 広

進 藤 優 子

船 木 正 博

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(18人)

|     |         |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 中 田 謙 三 | 2番  | 笹 川 圭 光 | 3番  | 畠 山 富 勝 |
| 4番  | 伊 藤 宗 就 | 5番  | 鈴 木 元 章 | 6番  | 佐々木 克 広 |
| 7番  | 船 木 正 博 | 8番  | 佐 藤 巳次郎 | 9番  | 小 松 穂 積 |
| 10番 | 佐 藤 誠   | 11番 | 中 田 敏 彦 | 12番 | 進 藤 優 子 |
| 13番 | 船 橋 金 弘 | 14番 | 米 谷 勝   | 15番 | 三 浦 利 通 |
| 16番 | 安 田 健次郎 | 17番 | 古 仲 清 尚 | 18番 | 吉 田 清 孝 |

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 岩 谷 一 徳 |
| 副 事 務 局 長 | 清 水 幸 子 |
| 局 長 補 佐   | 三 浦 大 作 |
| 主 査       | 中 川 祐 司 |

---

地方自治法第121条による出席者

|       |         |       |       |
|-------|---------|-------|-------|
| 市 長   | 菅 原 広 二 | 副 市 長 | 佐 藤 博 |
| 教 育 長 | 鈴 木 雅 彦 | 理 事   | 佐 藤 透 |

|            |          |          |            |
|------------|----------|----------|------------|
| 総務企画部長     | 八 端 隆 公  | 市民福祉部長   | 伊 藤 徹      |
| 観光文化スポーツ部長 | 小 玉 博 文  | 産業建設部長   | 田 村 力      |
| 企業局長       | 佐 藤 孝 悦  | 企画政策課長   | 杉 本 一 也    |
| 総務課長       | 湊 智 志    | 財政課長     | 鈴 木 健      |
| 税務課長       | 佐 藤 淳    | 福祉課長     | 高 桑 淳      |
| 生活環境課長     | 畠 山 隆 之  | 観光課長     | 長谷部 達 也    |
| 農林水産課長     | 鎌 田 重 美  | 病院事務局長   | 三 浦 大 成    |
| 会計管理者      | 平 塚 敦 子  | 教育総務課長   | 太 田 穰      |
| 学校教育課長     | 加賀谷 正 人  | 監査事務局長   | 佐 藤 静 代    |
| 企業局管理課長    | 三 浦 幸 樹  | ガス上下水道課長 | 三 浦 昇      |
| 選管事務局長     | (総務課長併任) | 農委事務局長   | (農林水産課長併任) |

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

当局から、男鹿市財政報告書の送付がありましたので御配付いたしております。

---

○議長（吉田清孝） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

---

日程第1 市政一般に対する質問

○議長（吉田清孝） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

6番佐々木克広議員の発言を許します。なお、佐々木克広議員からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。6番佐々木克広議員

【6番 佐々木克広議員 登壇】

○6番（佐々木克広議員） 皆さん、おはようございます。今回、最初に一般質問させていただきます政和会所属の佐々木克広です。よろしく願いいたします。

今日の悪天候の中、傍聴席においでいただきました男鹿市政に関心をお持ちの皆様には深く感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず1番目に、SDGs 14・海の豊かさを守る、ハタハタの産卵藻場造成及び回帰路保護についての質問です。

県のハタハタ漁獲量は、昭和51年をピークに減少し続けています。その原因として、海水温変動や産卵場所である褐藻類の藻場不足などが指摘されています。特に藻場の磯焼けに対する褐藻類生育促進技術動向は、県外研究機関による特許や論文などを通じて進歩を実感できます。

これに対し、県内では、県のハタハタ資源対策協議会資料などを読む限り、男鹿半島沖を含む海水温や海流の観測等から、魚群の待ち伏せ効率向上に力点を置いていると感じました。これらを分析した結果、ふ化したハタハタ稚魚の食害対策も重要視すべきと考えます。

ちなみに、ハタハタとサケは、共に強い産卵回帰性を持っています。その産卵回帰性を利用して、江戸時代の越後村上藩では、サケの回帰路を三つに分流し、このうちの一つを産卵専用として保護した結果、サケの漁獲量を施策前の30倍以上に増やすことができたとのこと。

男鹿半島のハタハタは、北浦沖の藻場で産卵・着床・ふ化した後、入道崎沖を回って戸賀湾付近から深さ200メートルの海底へ向かい、成長後に産卵回帰を繰り返すらしいです。したがって、ハタハタにおいても回帰路を食害の脅威から保護することができれば、持続的資源管理ができると考えます。

そこで質問いたします。

まず、質問1として、ハタハタの産卵藻場造成及び回帰路保護に関する市の方針について伺います。

次に2として、市内ハタハタ関連事業者への経済支援策について伺います。

そして3として、観光資源「冬の味覚ハタハタ」の代替策について伺います。

次に、2番目の項目として、防災・情報、地域の情報発信手段としてのコミュニティFM活用についての質問です。

まず、地方公共団体がコミュニティFMのような独自コミュニティ放送を持つことは、SNSと同様に、「地域」・「商業」・「教育」・「広報」・「防災」等の情報共有を活性化する上でも有効と考えます。特にラジオは、スマホやPCなどに比べて導入、維持コストやバッテリー持ち時間、習熟障壁などで高齢者にも優しいツールです。

また、施設の設置や維持に要するコストに対しては、先行者の成功例などを参考にし、国の助成制度活用や近隣市町村、民間企業、NPO法人との協力など、何らかの後押しが必要と考えます。

そして、コミュニティFMは、従来の手法では届きにくい情報を行政の側から提供できる利点があります。

また、コミュニティFMを男鹿市に実現し、放送基盤の経済的安定を維持するためには、自治体の負担、防災契約料などで協力することも後押しとして必要だと考えます。

そこで質問いたします。

まず、質問1として、コミュニティFMなどのメディア活用に対する市の考え方に

ついて伺います。

次に2として、防災情報発信の方向性について伺います。

そして3として、現在進行中の寒風山ビジョンを含めた未来の男鹿に向けての市長の見解について伺います。

最後に3番目の項目として、SDGs 2・持続可能な農業促進、気候変動に伴う災害や害獣・害虫被害からの農業基盤保護についての質問です。

今年も気候変動による日照りの長期化や霜の害などで和梨や米等の農業基盤に深刻な被害が出ています。ちなみに、長野や栃木など県外の果樹農家では、行政の支援を受け、霜の害を激減できるコーヒー由来の散布剤を試行、評価中とのことでした。

ところが、近年、県内ではJAの統合が複数の市町村や衆議院の選挙区をまたいで行われており、農業基盤などの保護に関し、市外のJA本社や国政及び県政との連携に不安を感じる農業者も少なくありません。

地方の人口依存脱却には、全国規模で集約の著しいトップダウン型組織に代わり、ピア・ツー・ピアや草の根、ボトムアップ型組織への移行を検討するべきと考えます。

また、鳥獣被害に関し、これまでのクマやサル等だけでなく、温暖化の影響により害虫やイノシシ被害地域の北限が県南から北秋田市まで北上しており、今年11月に20頭を超えるイノシシ集団出没との報道もありました。イノシシは一度に産む子供の数がクマの数倍で、繁殖能力旺盛です。今後、男鹿半島でも農作物や作業員、関連施設・資材等への被害が懸念されます。例えば、市としてタイムリーにわなを設置できる体制強化などが必要と考えます。

また、ほかにも道路網の整備に伴って走行車両の積載物に隠れた害虫が感染症を拡散させ、鳥獣が鳥インフルエンザ等の家畜伝染病を拡散させる事例も散見されます。しかも、これらの被害状況を広範囲で調査する場合、地上からの目視だけでは不十分です。このため、最近ではドローンを活用した調査手段が注目されています。

県内でも、有力な農業用ドローン開発企業が活躍し、自動車学校がドローン講習をビジネス化するなど、ドローン技術者の需要が今後ますます高まると期待できます。そこで質問いたします。

まず、1として、気候変動対策に関する国政や県政との農業基盤等保護対策立案、

情報共有等の協力関係促進策について伺います。具体的には、自然災害やコロナ禍など、農業経営・環境悪化時の救済資金としての農林業・漁業政府ネット資金活用とか、ため池補償、霜の害対策などへの事業支援などをお考えでしょうか。

次に2として、クマ、サル、カモシカやイノシシ等の害獣、カミキリムシやカメムシ等の害虫対策について伺います。

そして3として、害獣や害虫被害調査など、就職や起業にも有効なドローン技術者養成支援について伺います。

これら3項目について市長の答弁をお願いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（吉田清孝） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。朝起きたら一面の雪で、びっくりしました。でも、アフターコロナを見据え、頑張っていこうとファイトが湧いてきました。一緒に頑張りましょう。

それでは、佐々木議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、ハタハタの産卵藻場の造成及び回帰路の保護についてであります。

まず、ハタハタの資源管理に関する市の方針についてであります。

本県では、平成4年から3年間の禁漁後、漁協や漁業者と県・市が連携し、漁獲枠の設定による資源管理に加え、海藻が着生するブロックの設置による藻場や古い網を利用した人工産卵場の造成などに取り組み、資源回復に努めてまいりました。

こうした取組により、平成16年には漁獲量が約3,300トンに達するなど、一旦は漁獲量が増えたものの、ここ数年は不漁が続き、昨年は約400トンにとどまっております。

こうした状況を打開するため、平成27年度から漁網に産み付けられたブリコや漂着ブリコを利用したふ化放流などに取り組んでいるほか、今期より資源管理の手法を、従来の漁獲枠から出漁日数を制限する方式に変更したところであります。

併せて、系統外流通の防止に努め、小型魚やオスなど漁獲量の全量を流通することで漁業者の収益を確保するとともに、資源量の正確な把握と解析精度の向上を図り、

10年後の安定的な漁獲量維持を目指すこととしております。

議員御指摘の産卵のための藻場の不足につきましては、近年、海水温の上昇やムラサキウニなど有害生物の増加等により海藻が減少する、いわゆる「磯焼け」が全国的に見られ、水産資源減少の一因と言われておりますが、県水産振興センターによりますと、本市の船川・北浦沖においては藻場が著しく不足している状況にはないと伺っております。

また、ふ化したハタハタの稚魚は戸賀湾沖から深場へ向かうとされておりますが、そのルートははっきりとは解明されておられません。

また、深場で成長した後、産卵のため沿岸に向かいますが、ハタハタは泳ぐ力が弱く潮流の影響を受けやすいことから、海の状況によっては生まれた藻場へ回帰しない場合もあると推察されております。

ハタハタの生態については、回帰ルートをはじめいまだ解明されていないことも多くあり、市としましては、これまで行ってきたふ化放流事業等を今後も継続するとともに、県水産振興センターと最新の知見を共有し、漁業者や関係機関と一体となって資源管理に努めてまいります。

次に、ハタハタ関連事業者への経済支援策についてであります。

今期のハタハタ漁は、沖合底引き網で10月13日に初水揚げがありましたが、現在のところ漁獲量は僅か2.3トンと昨年同様に不漁が続いております。

また、沿岸季節ハタハタ漁は、時化で出漁できない日が続いたこともあり、現時点で水揚げに至っておらず、燃料費の高騰も加わり、漁業経営への影響が危惧されております。

こうした不漁や自然災害などにより、漁獲金額が大幅に減少した場合のセーフティネットとして、減収分の補填が受けられる漁獲共済制度がありますので、まずは国や市の補助により漁業者の負担軽減を図りながら制度への加入を促進するとともに、漁獲状況を見ながら速やかな発動を関係団体に要請してまいります。

ここ数年ハタハタの不漁が続く一方、これまで本市沖であまり獲れなかったキジハタやアマダイなどの高級魚の漁獲が増えてきております。

もとよりハタハタは、水揚金額の上位を占める主要な魚種の一つであり、また、年越しの儀礼や食文化など市民生活に密接に結びついている特別な魚であります。

しかしながら、今後の持続的な経営を考えると、ハタハタに過度に依存せず、新しい魚種も含め多様な魚種を複合的に獲る操業形態の確立を目指すとともに、安定して出荷できるアワビやサザエ、イワガキやクルマエビなどの畜養殖による「つくり育てる漁業」を漁業者と一緒に進めてまいりたいと考えております。

また、ハタハタの漁獲量の減少は、しょつつるなどハタハタを原料とする加工品の製造業者にも影響を及ぼすことから、様々な魚種を原料とした加工品の開発など、新たな事業展開を目指す事業者に対し、販路拡大支援事業の活用等を通じて支援してまいります。

次に、観光資源「冬の味覚ハタハタ」の代替策についてであります。

観光における「食」は、旅行客の五感に訴える直接的な体験として、観光地全体の評価にも大きな影響を及ぼすものであり、その地域ならではの素材を生かし、旬の味覚や食文化を提供することは、地域全体のイメージアップはもとより、地場食材の消費拡大の観点からも極めて重要であると考えております。

ハタハタにつきましては、これまで宿泊事業者や飲食店において、しょつつる鍋等の定番メニューの提供に加え、新メニューとして「ハタハタ丼」の開発などの取組が進められておりますが、近年の漁獲量の減少を踏まえ、今後は、季節限定・地域限定の希少な食材としてアピールしていくことも必要であると考えております。

現在、市では、カニをはじめとしてハタハタ以外の冬の食材についても、認知度向上と販路拡大に向けたPR活動を展開しております。また、今年の冬からは、男鹿温泉郷の宿泊施設において、ナマハゲをモチーフとした地元食材使用の鍋メニューを提供することにしております。

このように男鹿の多彩な海の幸を利用した旅行商品化の取組を進めることにより、県内外の多くの方々に「食」を通じて男鹿の豊かさを実感いただき、リピーターとなって再び当地を訪問いただけるよう努めてまいります。

御質問の第2点は、地域の情報発信手段としてのコミュニティFM活用についてであります。

まず、コミュニティFM等メディア活用に対する市の考え方についてであります。

現在、本市においては、毎月発行の広報誌をはじめ、ホームページ、フェイスブックのほか、防災行政無線、防災情報等メール配信サービスなどを活用し、地域に密着



した情報の発信・共有に努めております。

こうした中でコミュニティFM放送は、おおむね半径5キロメートルから15キロメートル程度をカバーすることから、地域の身近なメディアとして地域コミュニティの再生に有効であり、また、災害時には、ピンポイントで緊急情報を届けることができるなど、優れた情報伝達手段の一つであると認識しております。

しかしながら、実際の開設・運営に当たっては、放送送信設備や中継局等の整備といった初期投資に加え、放送スタッフ等の人材の確保・育成が必要となってまいります。何よりも放送エリアが限定されることから、スポンサーの確保に難渋することが容易に想定され、継続的な運営のための資金調達など、解決すべき課題は多く、ハードルは相当高いものと考えおります。

本市においても、かつて市内在住の有志が開局準備委員会を立ち上げて放送開始を目指す動きがありましたが、スポンサーの安定確保が困難なことや番組編成のめどが立たなかったことなどを理由に、残念ながら断念した経緯がございます。

こうしたことから、市としましては、現在市が持っている広報媒体を中心に、既存メディアからの協力もいただきながら、伝わりやすく、分かりやすい情報の発信・共有に一層努めてまいります。

次に、防災情報発信の方向性についてであります。

コミュニティFMは、地域に寄り添ったオリジナルな情報の発信や、リアルタイムでの情報の受発信といった優れた特長を持っている反面、本市のように地形が山がちで居住地が分散している地域にあっては、情報の伝達範囲をカバーするため、中継所の設置や増波などが必要となってまいります。

現在、本市の防災情報の発信については、防災行政無線を基軸としつつ、登録制防災メールの配信をもって、その補完手段としておりますが、今後はデジタルトランスフォーメーションの進展を注視しながら、高齢者を含めたスマートフォンの積極的活用による防災関連アプリなど、防災情報の双方向通信手段の導入についても検討してまいります。

次に、寒風山ビジョンを含めた未来の男鹿への思いについてであります。

寒風山は、かつて男鹿観光の玄関口として、年間30万人以上が訪れた県内を代表する観光地であります。芝生に覆われたその姿は、男鹿市内の至る所から望むことが

でき、男鹿のシンボリックな存在であります。

また、山頂から見下ろす360度のパノラマと草原は、多くの観光客を魅了し、誰もがそのダイナミックな景観を記憶にとどめていただけるものと確信しております。

その寒風山も社会情勢の変化とともに、かつてのにぎわいが薄れ、市民向けイベントやなべっこ遠足などの学校行事も少なくなり、活気が失われつつある現状に、私自身、寂しさと忸怩たる思いを抱いております。

私は、男鹿観光の玄関口である寒風山の復活こそが男鹿の観光産業の活性化、ひいては本市全体の活力創造に向けた第一歩であると思っております。そのため、時代の変化やアフターコロナの観光の在り方も踏まえ、寒風山の将来像を「魅力ある寒風山ビジョン」として取りまとめることといたしました。

現在、地域住民や関係事業者などとの間で、現状や課題、将来展望について幅広く意見交換を行っているところでありますが、議論の中では「寒風山に関するリアルタイムの情報発信が望まれる」、「地元の住民が寒風山の価値を再認識した上で、域外へ魅力をアピールする必要がある」など、情報の重要性を指摘する意見も出されております。

今後、ビジョンの策定に向けて、さらに市民の皆様の御意見をいただきながら、寒風山の在り方や活性化策などについて検討を進めてまいります。その際には、情報発信の大切さに十分意を用いて議論を深めてまいりたいと考えております。

御質問の第3点は、気候変動に伴う災害や鳥獣被害、病虫害への対応についてであります。

まず、気候変動対策に係る関係機関との協力促進についてであります。

近年、地球温暖化の進行に伴い、平均気温の上昇や真夏日・猛暑日の増加により、農作物の生産量や品質に影響が出てきております。

また、集中豪雨による農地や農業用施設の崩壊、少雨による農業用水不足などの災害が全国で多発しております。

本市における最近の気象災害としましては、平成30年5月の大雨による農地や農業施設等への被害、令和元年6月には少雨により、一部の水田で田植えができなかったほか、今年は春先の降霜・降雪により特産の梨に大きな被害が出たところであります。

こうした災害に対しては、国や県の災害復旧事業等により、生産基盤の速やかな復旧を図るとともに、適宜、営農継続に向けた支援策を講じてまいりました。

今後とも、気候変動による農業分野への様々な影響が懸念されますので、県やJA等農業団体と連携を強化し、気候変動に適応した農業技術の普及、気候に合った作物・品種の導入や転換などを推進するほか、不測の事態に備えて農業経営のセーフティネットである農業共済制度や収入保険制度などへの加入を促進してまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害・病虫害対策についてであります。

県内の野生鳥獣による農作物被害は、直近の令和2年度で、クマ、カラス、サルを中心に、被害面積で22ヘクタール、被害金額で約3,000万円となっており、最近では、イノシシやシカによる被害の拡大が懸念されております。

本市では、クマやサル、シカを目撃情報はあるものの、農作物被害については確認されておりませんが、タヌキやアナグマなどによる園芸作物被害、カラス、ヒヨドリなどによる水稲や梨の被害が報告されており、猟友会による箱わなや銃器で捕獲するなど被害防止に取り組んでおります。

本市は、県内においても鳥獣による農作物被害が極めて少ない地域であります。今後、温暖化の進行等に伴い、野生鳥獣の生息域の拡大が懸念されることから、県や近隣市町村と情報共有を密にするとともに、猟友会や男鹿警察署、JAなど関係機関と連携し、被害防止対策に努めてまいります。

稲の害虫カメムシ類などについては、気温の上昇により発生量の増加や拡大が予想されますので、引き続き防除協議会を中心に一斉防除を実施してまいります。

また、最近、桃などの果樹に寄生する特定外来生物の害虫が他県で確認されておりますので、県の病虫害防除所等と連携して、農家への速やかな情報提供と防除に努めてまいります。

次に、ドローン技術者の養成支援についてであります。

鳥獣や害虫の被害調査については、従来、監視カメラや人による現地目視による調査が主流でしたが、最近では、農作物の鳥獣被害をはじめ、シカやイノシシといった大型獣の生息数調査や、森林の病虫害被害調査等でドローンが利用されてきております。

また、農業分野では、農薬散布において、大幅に省力化・作業時間の短縮が可能であることから、県内でもドローンが普及しつつあります。

現行制度ではドローンの操縦に免許は必要ありませんが、ドローンを使用し、空中から農薬散布を行う場合は、国土交通大臣の承認が必要となっており、飛行の承認に当たっては、一定の技能・飛行経歴が必要とされております。こうした技能については、民間団体で講習を受けることが可能であり、国土交通省が指定した講習団体等の技能検定を取得することで、許可・承認申請書類の一部を省略することができます。

農業共済組合へ確認したところ、本市でもドローンを使用して農薬散布を行っている農業者が1名いると伺っております。

市では、求職者の就業機会の拡大を図るため、求職中の方が就業に有利な資格の取得に対する費用の一部を助成しており、一昨年、1名がこの制度を利用し、ドローンの操縦技能・安全運航管理者の免許を取得しておりますので、引き続き制度の周知等に努めてまいります。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 再質問ありませんか。6番佐々木議員

○6番（佐々木克広議員） それでは、1番目のSDGs 14の海の豊かさを守るのハタハタの産卵・藻場造成及び回帰路保護についての1番の質問のハタハタの産卵・藻場造成及び回帰路保護に関する市の方針について、また伺いたいと思いますが、藻場が現状では調査の中では、ハタハタのルートが解明していないので、いろいろな部分では影響は受けやすいだろうけれども市としてはどこまでこういうことに関して、県の水産試験場を含めてどういう方向性を持ってこれに対処していった方がいいのかなということに関しては、現在はハタハタの生態がよく分からないので、そこに関してなかなか突っ込むことができないように聞き取れましたけれども、今回質問した内容の藻場を育成することによってハタハタが増える可能性があるのであれば、そういうことに関してどこまで対処していけばいいのかということところは、やはり必要な部分ではないかと強く感じている今回の質問です。一応、ほかの漁業のふ化放流とかいろいろやっていくことも必要だと思いますけれども、藻場を造る場合には、今までどおりの藻場ではなくて、これからは洋上風力とか浮体式の風力のセメントの部分にそういう藻場を造るといった構想も、今の方向性では出てきているところもありますので、

これからもし男鹿市にそういう部分があったときに、それをこの漁業の方の藻場としてのハタハタを増やすための方向性に協力していこうとかという、そういうちょっとした考え方というのは現在あるのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） おはようございます。再質問についてお答え申し上げます。

藻場を造るということで、風力発電の基礎の部分という、そういった御提言かと思えます。漁業振興に関しての藻場の育成というか増やすということは、非常に有効なことだと感じております。今回御答弁申し上げた中では、まずハタハタの資源管理という部分でちょっと藻場に関して御答弁しておりますけれども、ハタハタの資源に限らず、そういった藻場の形成というのは非常に大切な部分でありますので、今後その風力の関係で、もしそういった機会なり、そういったものが可能であれば、当然その県の研究機関、振興センター等の情報なり話を伺いながら、水産振興に向けて必要な部分とは考えてございます。ただ、現時点でそこまで今どういった形で取り組んでいくという部分では、その部分ではまだ具体的なものではございません。いずれその振興に関して必要という判断があれば、当然市としても積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 再質問。6番。

○6番（佐々木克広議員） 大体の内容は分かりました。いろいろハタハタの稚魚を放流したりもしていると思うんですけども、その部分でハタハタの稚魚の食害対策とかそういう部分もいろいろあるとは思いますが、今よりもハタハタ資源が復活するように向けて動くために、やはりいろんなものを市としても情報として持って、やはり一緒に漁業者に対しての情報提示や協力も必要なのではないかなと感じているところが強くありまして、確かに行動やそういう属性に関しては、なかなか難しいところがあるんだと思いますけれども、今はいろいろな手法が研究されていまして、水中のDNAを、古い痕跡とかを検出して、環境DNAというビッグデータの新技術の中からもいろんな部分を活用できるように、海水を採取して漁網を使用しないで増やし

ていくとかというところも研究されていると思いますので、なかなかやはり漁業、農業に対しては、別の分野じゃないかということで、内容までなかなか入っていくことができないんだと思いますけれども、やはり一緒になってこういうところを考えながら、ハタハタ資源の活用に関してもいろいろ動いていると思いますけれども、それを含めて漁業者がもうちょっと活躍できる、もうハタハタを獲らないのではなくて、獲れる環境を維持していくような方向性をもっていってもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

次に、市としての漁業者への経済支援策について伺います。

セーフティネット等で漁獲の共済制度などを利用するように働きかけているということですが、現在こういうことに関して利用している漁業者とあって男鹿市の中にいるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） お答えいたします。

漁業共済制度につきましては、漁業共済補償法に基づいて、それを根拠にして組まれている制度でございますが、こちらに関しては漁業者の漁獲高、不漁になったときの収入が減った場合とか、そういった部分を助けるといった制度で、こちらの掛金につきましては国の方で3分の2を補填しまして、3分の1が自己負担という形のものでございます。市では、この自己負担の3分の1の部分の20パーセントの部分に対して補助を行っている、そういったことをやっております。

それで、現在の加入者でございますけれども、令和2年度の部分でございますと、加入者件数が26件となっております。男鹿市の漁業者の中でどの程度の割合ということになると、漁業者の中には専業の漁業の方もおられますし、兼業でやっている方もおられますので、なかなか一概にどの程度ということにはちょっと難しいですが、考え方として水揚げ年間350万円から400万円くらいの規模の漁業者の方は市内で約30名ほどおられます。その中で加入者26件ということで、7割方くらいそういった方は加入されているのかなと、そういった状況かと思っております。

なかなか漁業の経営規模によって、その共済に入る入らないという判断もあるかと思っておりますので、そういった部分もございりますが、いずれこういった不漁とかそういった

た部分でなかなか収入が安定しないという漁業という特性もございますので、そういった中でなるべく、なるべくといいますか、そういった共済制度もございますので、入っていただくよう市としても今後とも働きかけをしていきたいと、そういったことでございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） ありがとうございます。共済制度に入ってもらって、その補償を受けてもらおうと。そういうことで漁業者の生活を助けるという方向だと思えますけれども、現在まずハタハタが足りなくなって、ハタハタの収入がほとんどだった漁業者が、今回キジハタとかアマダイが増えているので、そういう部分とか加工品とかを増やしていくようにという答弁でしたけれども、現在それでは、今の漁業者に対して、そういう部分でこういう補償はあるにしても、これから先の漁業に対して、市としてどれくらいの支援策を考えているのか。逆に言わせると、これから新たなハタハタ以外の育て作る漁業を推進していく中で、これから将来性が見えるような支援策とかというのはあるんでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） お答えいたします。

漁業者への支援ということでございますけれども、まず、魚種によって獲れなくなったり、獲れるようになったり、まずそういった部分で獲る魚の魚種を変えていくとか、そういった部分は振興センター等そういった研究機関等の情報を得ながらということになるかと思えますけれども、あと、漁業に係る資材、そういった部分の助成ですとか、そういったものは考えられるかと思えます。

ただ、今後、漁業で暮らしていく、そういった中ではやはりハタハタのみとか、そういった特定のものだけを獲っているのはちょっとなかなか難しい。さらには、その獲った魚を新たに6次産業化といいますか、加工品として新たな収入としていただくとか、それで実際その加工等そういった部分にもつなげていければと思います。それで今回、オガーレができたことによって、これまで市場に出ていなかった部分の魚も、ちょっとした魚でもお店に出せるといった部分で、そういった部分で漁業者のプ

ラスの収入、そういった部分の効果も出ておりますので、そういったあらゆるその、ただ獲った魚を市場に出すというだけではなくて、これまで今続けているような、こういった6次産業化とかそういった部分の施策を続けて、漁業者の経営の安定といいますかそういった部分につなげていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） 6次産業化に向けてそういう支援をしていくという内容でしたけれども、これは主としての漁業だけの問題ではなくて、先ほど6次産業化に向けてという話なので、やはりほかの加工品を作ったり、今回も男鹿海洋高校で生徒たちがいろんな試作をしたり、いろんな物品等のコラボをやったりしていると思いますので、やはりそういう部分も漁業者と一緒にできるような方向性を模索してもらいたいし、漁業者がこの先、明るくなるようなそういう対策について、市として情報を一緒に共有して、先が見える方向性に向かってもらえればと考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、3の観光資源「冬の味覚ハタハタ」の代替策について伺います。

先ほどの答弁で、地域限定のアピールしていくということで、ハタハタ井の開発とかやっていたという話で、今回は男鹿温泉郷メニュー、いろいろやっていると思うんですけども、ハタハタがいなくなったからハタハタ井が駄目なのではなくて、やはりもうちょっと男鹿のハタハタはおいしいんだということをPRして、そういうせっかくハタハタ井もかなり大々的に最初の頃はやっていたんですけども、なかなかいろいろ違う部分、おいしくなかったり、おいしかったり、いろいろな部分があったみたいですが、こういうことを男鹿のハタハタはおいしいんだということをPRできるような、やはり今まで皆さん協力しながらやってきたものを無くして新たにするのはではなくて、そういうものをもう一度見直してやっていってもらえればと思いますけれども、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田清孝） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） それではお答えします。

ハタハタ井など今まで開発してきておまして、今現在まず9事業者の方が手がけ



ているという状況です。やはり男鹿の魚といえば、何といてもハタハタでございますので、やはりそのところは強調していきたいというふうに考えています。

先ほど市長が申し上げましたとおり、なかなかハタハタの数が少なくなっているところもございますので、そういったところ、希少性のあるものということで、今後はもっとPRをしていきたいなと思っています。

そういう中でハタハタ丼もございますけども、そのほかにもハタハタ寿司とか様々な加工品もございますので、そういったものをセットにして、もっともっとやっぱりPRを促進していきたいと思います。そのための一つの手法が、先日行いました「男鹿の逸品コレクション」というような、今年初めて「食」を大々的にPRするイベントも開催しましたので、そういった取組なども通じまして大いにPRしてまいります。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） ありがとうございます。本当にいろいろな形で動き出しているところもあるので、そういうことを強調しながら発展していけるように、そして漁業者が活躍できたりしていけるような、そういう全体的な、若者たちも、漁業に向かっていける若者を増やすような、そういうところにつなげていってもらえればと強く思います。

それでは次に、2番目の項目の防災・情報、地域の情報発信手段としてのコミュニティFM活用についての質問です。

1として、コミュニティFMなどメディア活用に対する市の考え方について伺いましたが、確かに開局しようとして動いた団体、私も少しは関わっていましたが、ありました。確かにミニFM、コミュニティFMだけでは、なかなか運営できるのは大変だというのは全国的に分かっている中での開局でした。何か放送エリアが限定されるとかいろいろ答弁ありましたけれども、実際には、これからは男鹿市がどういう形でその男鹿市の中で活用して、そして、ほかの近隣市町村との連携がどうなっていくかという方向性を考えたときに、このメディアの活用はプラスになる要素も大変あると思います。先ほど開局スポンサーとか広報媒体がないという話でなくなったような話でしたけども、実際には広告媒体もスポンサーもおりまして、ただ問題は、最初の問題ではなくて、継続の問題です。やはりFMを継続していくためには、やは

りいろんな支援がないとなかなかできないという、そういう環境の中で、現在はその方向性を探っている状況だと聞いています。エリア限定をすると、やはりハードルが高いということはあると思いますが、寒風山を中心として近隣市町村と一緒にこのメディアの活用ができるような状況になってくると、また考え方というのも変わってくるのではないかと思いますし、その中で市としては、男鹿市だけではなくて、男鹿市のPR含めて、このメディアを活用していくときには、メリットがあるのではないかと今回の質問です。なので、寒風山から近隣市町村、それから、今、船川港の開発に伴って船にもこの放送というのは届く可能性がありますので、逆に言わせれば寒風山を拠点としてそういうメディアがある場合には、市としてどういう考え方があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） おはようございます。そうすれば、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、コミュニティFM放送の部分、佐々木議員も十分御承知のこととは思いますが、免許申請を行うに当たっては、やっぱり地域住民、それから地方自治体、それから経済界等の協力を得て、地域全体の取組として進めることが望ましい。それから、基幹放送として業務が確実に開始されることが条件、それから、先ほどもありましたが、継続的に運営されることを確保するための無理のない資金調達、それから事業計画を立てることが条件となっております。先ほど市長の答弁でもありましたが、やはりこのコミュニティFMをやる場合には、どうしても運営体制やスポンサーの確保といった採算性というところは、やっぱりどうしても無視できない部分だというふうに思っております。それから、あとは初期投資の財源の確保も必要になってきますので、それぞれ様々な課題解決が必要というふうに認識しております。その中で先ほどの答弁にもありましたが、現在では開局という意味ではハードルが高いというふうに市では考えております。ただ、そういう情報を発信するという部分では、現在は市では防災行政無線、それから防災メール、SNSが中心というふうになっておりますので、そこら辺を考えながらやっていければというふうに思っておりますし、今後、DXの進展等も注視しながら、やっぱり防災アプリとか、高齢者も含めたスマートフ

オン等の活用などで双方向の通信というところを市としては重点的に考えていきたいというふうに思っております。仮に民間サイドでコミュニティFM局ができた場合には、市として支援できる部分、情報提供ができる部分というのはあるかと思っておりますので、その部分は協力できるかと思っておりますが、なかなか開局まではやっぱり十分なハードルが高いものというふうに現在では考えております。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） アプリ等、そういうものを使いながらこれからやっていこうと。2番目の質問の防災情報発信の方向性と関連しますので、合わせての質問になりますけれども、現在はコミュニティFM局というのは、ただ単にラジオ放送をするだけではない放送局になっているという状況です。なので、SNSから含めていろいろな部分の発信ができる媒体として現在動いているという、だから地域、商業、教育、広報、防災、いろいろな情報が市民に伝わる可能性があるということの模索なので、その部分を考えると、どうなのかと。今現在、方向性は考えていないという答弁でしたけれども、実際に大災害が起きたときに、本当にその行政サイドの部分の情報だけで間に合うのかと、そういう部分が今懸念されている中で、こういう部分に、先ほど市の方の支援も行っていくというのは、情報を、ただ市が出すだけではなくて、やはり総務省で出しているような、国からの負担もある中で、やはり自治体が防災契約料などいろんなできる部分の負担、国からの予算も、補助も使いながら、助成も使いながらやっていく方向性が、特に男鹿市で自分でやるというのは大変な話ですけれども、民間サイドでそういうものが動き出すときに、やはり市としても必要なか必要でないのかという部分を、やはり発信していくべきではないかなと強く感じています。

アプリ等含めてやっていくときには、今のミニコミュニティFM局とか、ほかのところでも事例が多分いろいろ出ているのを見ていると思っておりますけれども、情報の種類も方向性も考え方も全然違ってきていますので、ただ単に防災のためのメールだけではなくて、やはり細かい部分の情報を発信できる環境があると思っておりますし、その部分をこれから男鹿市として新たな情報媒体として考えていく方向性というのは大切なのではないかなと思ってこの質問をしています。

今、防災無線等で情報を発信していると言いましたけれども、防災無線は男鹿市の場

合は外で聞く人方にとっては有益な部分があるかもしれませんが、やはりこれから冬になったり、いろんな気象状況によって、家の中で聞こえない人も出てくるわけですね。なので、その部分をフォローする部分で民間サイドを活用していく方向性というの、これから必要なのではないかと思うんですけれども、その辺の考え方についてもう一度伺いしたいと思います。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 佐々木議員からコミュニティFMについて、いろんな状況の御紹介やら御提言をいただきました。

大変魅力的なメディアだと、これは当局の方でも十分分かっています。市長が先ほど答弁申し上げましたように、やはり身近なメディアとして、なかなか今コミュニティが壊れつつあるような状況の中で、そうした非常にその地域に密着した情報をお互いに双方向でやり取りできるというのは非常に魅力的だと思います。それから、今、議員からも御提言ありましたように防災、これは東日本大震災の時に一方的にこちらから情報を出すだけでなく、特に安否確認なんかは現場の方からいただいて、それをまた広めていくというふうなことで大変有意義だったということは重々承知してございます。

その上で、本県も7局ぐらいもう既に開局しておりますし、多分全国だと300とか400とか500とか、そのぐらいの放送局が開局されて運営されていると思いますが、状況を見ますと、聞きますと、そのほとんどがやっぱり経営基盤が非常に弱いと。収益構造は多分赤字がほとんどだろうと、一部を除いて、そんな状況だということ、これは議員も多分御理解していると思いますけれども。

運営はじゃあどうやっているかといいますと、自治体の広報費、何ぼか持っているわけです。当然どこの市町村も。それで大体7割から8割、場合によっては9割もその運営が賄われているというような状況、これは裏を返せば、そういったスポンサーなり何なりの運営に関わる経費の資金の継続費、継続的に運営していくための資金調達がなかなか厳しい状況ということの裏返しだと思います。そうした中で、果たして、例えば男鹿市、もしくは近隣市町村も含めてそうしたこちらからのそういった防災も含めた情報の広報費、こういったものでその運営をしていくことが、耐えられる

といたしますか、身の丈に合っているのかどうか、その規模なり将来の状況を見て、そこをやっぱり考えなければいけないと、我々とすれば当然それは、やっぱりクリアすべき課題だというふうに思っています。特に初期投資のところ、これは様々な放送局の規模によって違うんでしょうけども、一発だけの出費ですから、これはもし民間の方々がやるからといって、この後、継続も何とか自前で頑張っていけるというふうなめどが立っているのであれば、それに対しては市としても十分それは支援してしかるべきでないかなと思っています。ただ、今言ったように、各地の状況を見ますと、そういう赤字のような経営構造が分かっているながら、継続的に運営していくためのランニングコストを、最初から、はなから行政に求めるというのは、それはいかがかなと。そうした中では、なかなか市がそれに一枚かむといたしますか、一緒になってやるというわけには、なかなかそこは踏ん切れないというものがございますので、まずは今、議員からも提案ありましたように、周辺市町村も巻き込んでやれる場合に、じゃあどれぐらいの形のものができるのか、そこら辺については引き続き研究してまいると思いますけれども、今時点での答弁とすれば、やはり慎重にならざるを得ないということは御了解いただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） 佐藤副市長、ありがとうございます。そのとおりだと思います。内容的にも、やはり民間がやる場合では、民間がやっぱり維持、自分たちが基盤としてやっぱりそれをやっていたらいい状況でなければ、なかなか進むこともできないと思いますので、男鹿市で発足した最初の段階では、自分たちだけで、行政からの支援も無くやっばいこうという方向性だったみたいなので、やはりどこまで行政サイドが負担できて、先ほど言ったとおり、必要としてやっばいけるのか。それと、男鹿市だけでなく近隣市町村もそういうものが必要で、そういう協力ができるようになっていけばいいと思います。

それでは、3番目の現在進行中の寒風山ビジョンを含めた未来の男鹿に向けての市長の見解ということで、先ほど伺いましたけれども、これも先ほどのコミュニティFM含めて、いろんな情報を発信していくときに、確かにこのコミュニティFMはメディア部分ではお金がかかって、今の段階ではそういう形では市ではなかなか動けない

だろうという話でしたけども、こういういろんな情報を防災無線で確かにありますという放送はしていますけども、実際に若い人たちが動くときに、確かにスマホの中でSNSでいろいろな部分で発信したりもしているとは思いますが、やっぱり身近なそういう情報発信源があればいいんじゃないかということでの、今の段階では市ではそこに予算はなかなか付けられないでしょうけれども、情報発信の部分で、寒風山含めていろんなことをしていこうという中で、これからそういう部分の情報発信、確かに市長いろいろ、YouTubeにも出たりして、いい話してくれていますので、この先、男鹿市の駅前を含めて、オガレーを含めて、これから発展していくんじゃないかと期待感を持つような部分がありますけども、これからこの寒風山ビジョンを含めてこれから検討していくという内容ですけども、これがどのような方向性、逆に言わせれば、今回その情報としてどのような発信方法をこれからやっていくのかと。アイランドパーク・ハブアゴーとか、いろんな部分で出てますけども、浸透性とすれば、なかなかそれが伝わらない部分もあるんじゃないかと感じていますので、先ほどの質問ではコミュニティFMですけども、これミニFMとか、逆に言わせればこの団体たちが、その駅前の小さなところで、同じように小さいエリアで発信をしながら、こういうコミュニティFMの方につなげていくというような考え方も一時話し合ったりしているみたいなので、そういう部分の活用と。逆に言わせれば、それが逆にコミュニティFMの運営までつながっていくのか分からないですけども、ミニFMを周辺でラジオ媒体として、いろんな部分で発信したりしていける部分の協力する人たちがいれば、市としてそれに対してどのような方向性でやっていくのかと。先ほどちょっと話しましたが、船川港が新しくなっていくときに、メンテナンス港になっていくときに、やはりいろんな船が動くと思うんですよ。そういうところにもラジオの部分では、やはり将来的にはラジオも船では聴けるんですね。なので、逆に言わせると、そういう情報発信のもととして、先ほど言った防災面から含めても、そういうのが活用できるのではないかと思いますので、現在、市長が思っているこの寒風山ビジョンを含めて、そういう情報発信の部分をどのようにしていけばもっといいのかなと、もっと新たな、市長としての考え方があるとしたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田清孝） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） それではお答えします。

現在進めております寒風山ビジョンにつきましては、まず寒風山がやはり男鹿のシンボルだと、男鹿の観光の玄関口だと、まずそういう思いでありまして、そこが非常に今、観光面では、なかなかちょっと寂しい状況になってきたということで、その復活こそがまずやはり観光の活性化、男鹿の元気の活力の創造につながっていくという観点から今回ビジョンを策定するということにしたものですが、今、関係される皆様、地域の方、事業者の皆さんと、いろいろ意見交換しながら、今年12月13日には、地域の皆様を交えたワークショップを行いまして、寒風山に関する皆様のいろんな思いであるとか提案であるとか、そういったものを積極的にお示ししていただきたいなと考えています。

このほか、ワークショップについては、また1月、2月にも2回目、3回目を開催しまして、もっともっと皆様から意見をいただきながら、じゃあどういった寒風山にしていったらいいのかというビジョンをまとめていきたいと考えています。

そういったワークショップなどを通じて、市民の皆様に対しては、寒風山のビジョン、思い、これからやっていこうとするものについては、いろいろと恐らくこういう取組を今やっているんですよということでお知り合いの方々に情報も浸透していくんじゃないのかなと思いますし、そういった情報は広報誌でも是非発信していきたいと思っています。

それから、ハブアゴー広場とか、今、広場のお話ありましたけども、今、指定管理ということで進めています。今回、指定管理者の皆さん、結構若い方が多くて、その若い方はもう自主的にSNSでどんどんどんどん情報を発信しているという状況でございます。我々もまず今、ホームページなどSNSも使って発信していますけども、あの若い方々の発信力というのはすさまじくて、本当にいろんなネットワークの中で若い層を中心にどんどんどんどん浸透しているという状況でございます。市としましては、そういった若い人のネットワークを今後とも大いに活用して、情報を広めていきたいなというふうに考えています。

以上であります。

すみません、大変失礼しました。12月13日ワークショップと申しあげましたけ

ども、12月11日土曜日の誤りです。失礼いたしました。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） ありがとうございます。本当にこれから先、寒風山含めて男鹿市が、若い人たちが活躍できて発展していくように頑張ってもらいたいと思いますし、いろんな意見を集約しながら、いい部分を取り上げて、男鹿市のために頑張ってもらえればなと強く感じております。

それでは、続きまして3番目の項目の方に質問を移りたいと思います。SDGs 2の持続可能な農業促進、気候変動に伴う災害や害獣・害虫被害からの農業基盤保護についての質問です。

1から3までいろいろありますけども、一つずつというよりはまとめてある程度話をしていきたいと思っておりますけども、このセーフティネットの加入とかによって営農の継続に向けていろいろな対策をしていくという話ですけども、1番の、逆に言わせると気候変動対策に関する国政や県政との農業基盤保護対策政策立案など、その情報共有の部分、協力関係促進とかについてどの辺まで市として一緒にその内容を把握しているのか、詳しいところまで分かったら教えてもらいたいと思います。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） お答えいたします。

こういった情報の共有をしているかという話になるかと思えます。こういった災害、あるいは農業のいろんな技術とかそういった部分の情報につきましては、常に国・県そういった連携の中できちっと市の方にも情報入ってきますし、また、JA関係、そちらの方とも常に情報のやり取りをしておりますので、そういった中で常に最新といいますかそういった情報は市でもきちっと収集していると、そのように認識しております。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） 聞きたいのは、今回も市の方から農協と共に補助制度を行ったりしているわけですけども、問題は、市の方は農協にお願いすればその補償とかそういう活動がスムーズに全ていくと多分考えていると思うんですけども、やっぱ



り考え方の違いで、農業者に対してどこまでそういうものが、農協が必要と思っている部分、市が必要と思っている部分というのが違うのかというのがなかなか伝わっていないんじゃないかと今回も強く感じている中で、市の方がお願いする団体にお金を出すわけですが、そのお金を出すのは農業者に対してですが、活動をする場合、どういう感覚で農協と、今回のやつの支援しますとかいろんなこういう部分をやる時に、どこまで話をして、どこまで共有して農業者に伝わるようにしている、農業者というか、その団体に伝わっているのか、農業者と考え方が違うのかよく分からないんですけど、その辺の共有をどこまでしているのかということを知りたいと思います。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） お答えいたします。

一つの例といいますか、今回12月補正の方に果樹農家さんの災害支援ということで補正予算計上させていただいております。こちらに関しては、今般の霜の被害等で減収ということで、そういった支援できないかということで、今回は我々といいますか市の方では果樹組合さんの会合にお邪魔しまして、実際どういった支援が必要か、あるいは防霜対策、どういったやり方があるかといった、そういった情報交換をさせていただいた上で、実際今回の防霜の資材の購入費補助ということで予算付けておりますけれども、どういったやり方ということで、それこそJAの方からも情報を集めていただいたりして、この五里合の方でどういった対策が一番ベストか、あるいは生産者さんがどういった対策をとりたいかと、そういった情報をいただきながら今回補正予算の方は計上しております。

また、市としましては、まず農家さん、生産者の話を、まずよく聞くという、そこが一番のポイントかと思えます。こういった部分、なかなか今まで市の方ではなかなかとられていなかったような部分もございますので、今後は生産者のお話を聞きながら、その中でどういった支援が一番ベストか、そういった部分を重点といいますか、そういうことを心がけて今後の支援といった部分については対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） 梨農家さんと話をしている部分、その後の団体さんと、どこまでその話がいくのかというところが非常に重要で、それによってせっかく使いたいと思っている人たちが使えない状況になっている可能性もありますので、その辺をやっぱり行政サイドが支援していく、それが非常に必要だと思っています。

それから今回、霜の害についての質問でも先ほど言ったように長野県、栃木県、リンゴや和梨の果樹農家の霜の被害に対しての、先ほど言ったコーヒー由来の散布剤とかもやったりしている部分も、やはり情報としてそういうものがほかの地域で活用されている部分が、県とも共有しながら、男鹿の農家で必要なのか、そういうところも情報として共有しながら、その支援するとき、そうすればどういうものが農協さん含めて支援できてやっていけるのかという、そういうところが非常に大切だと思います。支援もらう農業者は、ほとんどの人たちが大変なんです。なので、借金ありながら農業を続けていこうとしている人たちなんです。そこを、あなた借金あるのでお金貸しませんとか、支援できませんとか、そういう話になってくると、もう本末転倒なので、それを行政サイドで支援していけるように働きかけてもらえればと思っていますんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） まず、本題のお答えする前に一点ですね、やはりその情報の共有、それから、特に農業者の皆さんへの情報の提供という点に関しては、6月、9月議会を通じて不十分だというような御指摘もいただいております。実際に現場を見てみますと、そういう事例もございました。本当に情けないような事案ですね。国の極めて有効な補助制度があるにもかかわらず、またそれを県を通じて現場の方に、いついつ何時までの期限で申請してくれというふうな情報があるにもかかわらず、それを使いたい農家の方に実は伝わるのが遅くなっていたということで、危うく申請漏れがあるようなところまでいったというふうな事例も正直ございました。市だけでなく、農協も含めて、そういった国・県の様々な支援措置がある中で、それをしっかりと必要とする現場に、まず少なくともきめ細かにしっかりと落とすと、伝えるということが、申請するしないはそれは農業者の判断でありますけども、そこをまずしっか

りやらなきゃいけないということを肝に銘じてございます。まずそれは、今後このようなことのないように、我々もしっかりと対応してまいりたいと。

その上で、今回のような災害に対する支援に当たって、農協の方でも市の方でも、困っている農業者を助けなきゃ駄目だということは、多分共通の思いは同じだと思います。当然今回の、例えば梨のやつについても、担当レベルでなかなか話しても、やはり恒常的にない制度をつくるわけですから、これなかなか難しいだろうなということで、私の方で農協の副組合長の方に直接会って、来てもらって、金融と経済両担当責任課長も一緒に来てもらって、市とすればこういう思いだと。やはり産地を維持するためには、今支援しないと何ともならんということで、それは農協も同じだろうと。中には当然、農協に出荷しない、一部出荷しない系統外の方もいるけども、産地がつぶれてしまっただけではもともともないのでも、その思いは一点同じだろうということで今回のように協調する形で支援するというようなことになりました。

ただ、やはり、これは県にいたときも毎度御指摘も受けましたし、つくづく感じたんですけども、その思いは同じであっても、やはり行政と農業団体と違いますか、場合によっては資金を貸し付けるという金融機関としての、やっぱりそこがちょっと立場が違うことは事実でございます。議員御指摘のとおり、我々とすれば災害があったその部分の減収に対する補填、支援であるからには、まずよほどのことがない限り、その減収分については資金を貸し付けてやってほしいという思いでございますけども、中にはやはり購買貸越しが相当たまって、なかなか厳しいという方もいるというふうに聞いてございます。そういった報告も上がってきています。金融機関に対して、それは目をつむって貸せというふうにはなかなか行政側では言えませんが、やっぱり何と申しますか、ここまでぐらいただたら何とかなるだろうというようなどころがあると思いますので、個別具体的にそういうものについてはお願いを、こちらからお願いするというのも変ですけども、農家を助けるためにですね、そこは少し考え直してくれないかというようなことは努力していくべきだろうと思ってございます。全員に無条件でということは、我々はそういう思いでございますけども、なかなか金融機関としての立場もあるということで、内心忸怩たる思いはありますけれども、限界も多少覚えていることも事実でございます。引き続き、できるだけ多くの方に支援がいくように、市としても努力してまいりたいと思ってございます。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） ありがとうございます。そのとおりですね。内容的にもそのことが非常に大切な部分だと感じています。やはり本当に駄目になってきた農家というのは、もうやめる状況にまでなる可能性がありますので、やっている人たちもそのことを感じていると思いますので、行政サイドで、そういう窓口のところで、どこまで支援できて、どこまで頑張ってもらえるのかというところがあれば、また農業者にとってもかなり安心できて、活動していけたり、就業していけるのではないかと思いますので、やはりある程度寄り添って、行政サイドが寄り添って、いろんな部分をやってあげれるんだということを伝えられるような環境をこれからもつくってもらえればありがたいと思いますし、やはりなかなか自分たちが苦しいのを相談できない県民性もありますので、逆に言わせると本当に苦しい人たちがなかなか相談できない。やっぱりそういうところを聞き取りながら、これからもやってもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問の方を終わります。

○議長（吉田清孝） 6番佐々木克広議員の質問を終結いたします。

次に、12番進藤優子議員の発言を許します。12番進藤優子議員

【12番 進藤優子議員 登壇】

○12番（進藤優子議員） 傍聴席の皆様、朝早くからお疲れさまでございます。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、コロナワクチン接種について。

国内での新型コロナウイルスワクチンの2回目接種を完了した人の割合が全人口の75.5パーセントとなり、11月14日時点の2回目接種完了率が先進7カ国（G7）でトップになりました。

高齢者の優先接種が始まった今年4月の時点では最下位でしたが、政府・自治体・医療関係者の皆様の懸命な取組で接種が加速し、接種率の向上に伴い、新規感染者数は低い水準で推移し、重症者数や死亡者数も減少が続いています。

本市においても5月9日から10月24日までの集団接種が終了し、2回目の接種率が全人口の84.7パーセントと、全国や県と比べても高い接種率となり、医療関係者の皆様、全庁を挙げてのワクチン接種に御尽力をいただいた職員の皆様には心か

ら感謝申し上げます。

1 1月は若年者を含め、集団接種実施期間内に接種できなかった方を対象に接種機会を確保し、個別医療機関での接種を実施していただいております。1 2月末には2回目の接種を全て終了する予定になってはいますが、2回の接種について漏れはないのか、また、ワクチン接種によって健康被害が生じ、健康被害救済制度を申請された方はいたのかについてお伺いいたします。

多くの市民や事業者の感染対策への協力やワクチンの接種率の向上等により、1 1月以降も全国的に新規感染者の減少が続いてはいますが、感染伝播は、なお継続しており、第6波への備えやブレークスルー感染への警戒が必要です。

今後、気温の低下により、屋内での活動が増えることも留意が必要であり、年末に向けて忘年会、クリスマスやお正月休み等の恒例行事により、社会活動の活発化が想定されます。

1 1月1 2日には、病床の確保やワクチンの追加接種、飲み薬の迅速な確保、検査体制の強化など、懸念される感染第6波に備えた対策を政府が決定し、1 5日には3回目のワクチン接種に向けて4 1 2万回分のワクチンが自治体へ配送開始されました。

1 7日には、5歳から1 1歳向けの新型コロナウイルスワクチンについて、厚生労働省は「早ければ来年2月頃から接種する可能性がある」として、接種を担う自治体に準備を進めるよう求めています。

刻々と変化する状況下での対応に御尽力いただいている中で、現在、医師会と協議・調整を進めていただいている本市における3回目のワクチン接種実施計画についてお伺いいたします。

日本のワクチン証明活用の遅れが指摘される中で、ワクチン接種証明書は7月末に海外渡航用として紙製での申請・受付が始まっていますが、ワクチン接種証明書の国内利用は、感染抑制対策としても有効で、経済活動の再開を後押しし、ワクチン接種を促すことにもつながるものと考えますが、感染防止と経済活動の両立に向けての電子接種証明発行についての考え方についてお伺いいたします。

次に、公営住宅について。

公共インフラの老朽化が全国で深刻な問題になっています。高度成長期以降に整備

された道路や橋、上下水道、建築物などが更新の時期を迎え、地震などがきっかけで危険視される建物や橋が使用停止になる事例等も多発しており、公共インフラの安全性が問われています。

公共事業の予算が減る中で、更新費用は増加の一途をたどっています。

少子高齢化で人口減少が進む中、今後、更新時期を迎える現在あるインフラを同じ規模で維持するのは極めて困難で、今までと同じような発想でインフラを維持することは不可能だと考えざるを得ません。

男鹿市総合計画では、公営住宅の整備について、公営住宅は定住対策の一環として多様なニーズに対応した整備を推進するとともに、安全で良好な居住環境を創出するため、適切な改善等に努めますとの施策の基本的な方向性が示されていますが、今後の公営住宅の在り方について3点お伺いいたします。

公営住宅は低所得者向けに加え、子育て世代、高齢者向けの住宅としての機能も果たしており、本市においては、市内17か所の団地に426戸の公営住宅があります。中には築年数が50年を経過している住宅もあり、安全性に欠けるのではないかと考えられますが、公営住宅の現状と課題、また、今後の公営住宅の整備についての考え方を伺いいたします。

公営住宅は、住宅セーフティネットの中核として位置づけられているものの、民間賃貸住宅への入居に困難を伴う高齢者や障がい者、生活保護受給者の方などが保証人を確保できないことにより公営住宅に入居ができないといった事態が生じていることを考えると、入居資格の見直しや変更等が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、病院利用者の利便性向上について。

コロナ禍以前は、社会全体の仕組みが大きく変わるというレベルの大きな変化は数年かけて徐々に移行、普及してきました。しかし、コロナ禍により、ライフスタイルや働き方など大きな変化を余儀なくされました。対面や移動を避ける生活様式は、人間が本来持つ社会的なつながりや、一人で過ごす空間や時間の在り方に変化をもたらしています。

長引くコロナ禍で、面会制限により施設入所者、入院患者と家族・親族との面会もままならない状態が続いていて、心のケアの部分が心配でしたが、みなと市民病院で

は9月1日より、テレビ電話面会が始まったとのことで、少しほっとしているところ  
です。家族・親族に会えない日々が続いていた多くの皆様に御利用いただけることを  
願っておりますが、現在のみなと市民病院のW i - F i 環境の整備状況についてお伺  
いたします。

19日に決定された経済対策には、新たなマイナポイント制度などが盛り込まれま  
す。マイナンバーカードの取得が徐々に増えてきているとはいえ、男鹿市においては  
身分証明書にしかならないという残念な状態が続いています。

こうした中で、マイナンバーカードの健康保険証利用が10月20日から本格開始  
しています。しかしながら、これもまた男鹿市内においては、マイナンバーカードの  
健康保険証利用対応の医療機関や薬局が、ほとんどないのが現状です。市民サービ  
スの向上のためにも、まずは、みなと市民病院で健康保険証利用対応を推進すべきと考  
えますが、見解をお伺いたします。

また、コロナ禍で、県内でもオンライン診療ができる病院も増えてきましたが、み  
なと市民病院でのオンライン診療についての考え方についてお伺いたします。

次に、ひとり暮らしの高齢者の終活について。

高齢化が進む本市においては、核家族化が進み、また、経済的にも年金生活では厳  
しい時代にあって、自分の最期に不安を感じている方も多く見受けられます。たとえ  
一人暮らしで身寄りがなくても生活にゆとりがあれば、費用の面でも弁護士等に相談  
し解決できるのですが、経済的に余裕のない生活困窮者にとって、終焉に関わること  
の不安は切実であり、葬祭から埋葬まで誰にどう行っていたただけるのか、生前にでき  
ることはあるのか等、様々な不安を抱えています。

神奈川県横須賀市では、平成27年7月から、一人暮らしで身寄りがなく、生活に  
ゆとりがない高齢者のための終活支援「エンディングプラン・サポート事業」を開始  
しています。この制度は、高齢者本人と市の生活福祉課、市内の葬儀社とで事前に葬  
儀や納骨、各種届出など、市が窓口として決めておこうというものです。

一人暮らしの高齢者は、万が一、自分が孤独死してしまったらと考えると、現行制  
度では、たとえ葬儀社と契約をしても本人が緊急入院などをして連絡が取れなく  
なったら契約は宙に浮いてしまい、その結果、生活保護を準用するような形で行政が  
火葬、葬儀を行い、納骨する。そこには個人情報という壁があり、自分の死後の後始

末を自分で決めておきたい高齢者と、それに応えたい葬儀社の双方が困ってしまう。その解決は、市が関与することだと担当者の方が言われていました。

また、山口県防府市では、生活保護世帯等の低所得者対策として、簡素で低廉な葬儀を行うことができるよう、市内の葬祭業者の御協力をいただき「防府市規格葬儀」を実施しています。葬祭執行者、または死亡者が防府市民で、葬祭執行者が低所得者や経済的な理由に該当する場合は、規格葬儀を利用して市指定の斎場で火葬を執り行うことができ、料金は9万9,000円を原則として前払いとなりますが、亡くなられた方が国民健康保険、または後期高齢者医療保険に加入されていた場合には、葬祭執行者に葬祭費5万円が支給されます。受領を葬祭業者へ委任すると、残額の4万2,000円を支払えばよいといった、低所得者支援を行っています。

行政がこうした取組を推進することは、一人暮らしで身寄りのない高齢者にとっては、自分の最期に希望を託す光になるのではないのでしょうか。

本市においてもエンディングプラン・サポート事業や規格葬儀のような取組が必要と考え、以下質問いたします。

- 1、身寄りのない方が亡くなられ、市が対応したケースはどれくらいあるのか。
- 2、身寄りのない方が亡くなられた場合の死亡事務の内容と費用について。
- 3、葬儀や埋葬についての生前の意思確認並びに生前契約の在り方や費用について。
- 4、エンディングプラン・サポート事業や規格葬儀のような取組が必要ではないかをお伺いして、質問いたします。

○議長（吉田清孝） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 進藤議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、コロナワクチン接種について、まず、接種漏れについてであります。

本市の集団接種につきましては、市民全体で90パーセントの接種率を最終的な目標とし、常に進捗状況を確認しながら集団接種の回数を増やしたり、市内4地区での出張接種や、若い世代を念頭に平日夜間の接種を実施するなど、様々な取組を行い接種率の向上に努めてまいりました。



その結果、接種はおおむね順調に進み、終盤を迎えた9月からは、再三にわたり接種を呼びかけたものの予約枠が埋まらない状況が続いたことから、10月24日をもって集団接種を終了したところであります。

しかし、何らかの理由により接種する機会を逸した方もいるのではということで、最後の機会として、11月からは個別医療機関での接種の予約を受け付けることとしたところ、実に250名もの方々が接種を受けるという結果となりました。

このように、まだまだ1回目、2回目のワクチン接種を希望する方が残っている可能性があることから、今後も一人でも多くの方に接種できるよう、実施体制を継続してまいります。

次に、健康被害救済制度の申請についてであります。

この制度は、予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、それが接種を受けたことによるものであると国が認定した場合、給付を行うものであります。本市においては現時点での申請はありません。

次に、3回目のワクチン接種計画についてであります。

3回目の接種につきましては、先般、国から18歳以上の2回接種完了者全てを対象に、原則8か月以上の間隔を置いて追加接種の機会を提供するという方針が示されたところであります。

これを受けて、市では約2万1,000人の方々を対象に、希望される方全員が接種できる体制の確保に努めてまいります。

今後の大まかなスケジュールについては、医療従事者にあつては、12月中に接種券を送付し来年1月から接種をスタートさせます。2月からは高齢者施設や障害者施設の接種を皮切りに、一般の方についても個別医療機関での接種を始め、3月からは集団接種を開始する方向で計画しております。

3回目の接種に当たっては、接種間隔を原則8か月以上としているものの、クラスターの発生など地域の感染状況によっては、6か月以上に短縮することも可能であるほか、1、2回目と異なるワクチンを打つ交接種も認めるとされております。

このほか、5歳から11歳までの小児への接種も検討されているなど、様々な課題が浮上しております。

市としましては、医師会をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、こうした

課題に、迅速かつ柔軟に対応し、3回目の接種を滞りなく進めてまいりたいと考えております。

次に、電子接種証明の発行についてであります。

接種証明書につきましては、現在、海外渡航者向けに紙で交付する対応となっておりますが、国では12月中旬頃をめどに接種証明書のデジタル化を導入する予定としております。

電子接種証明書の交付を受けるには、まずはマイナンバーカードの取得が前提となっており、手順としては、スマートフォンで接種証明書アプリをダウンロードし、マイナンバーカードと4桁の暗証番号で申請・取得することで証明書の表示が可能となります。

マイナンバーカードやスマートフォンを持っていない方については、市町村窓口において紙で申請を受け付け、紙の接種証明書を発行することになります。

電子接種証明書は、感染抑止対策と経済活動の両立に有効であると考えており、今後の国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

御質問の第2点は、公営住宅について、まず、公営住宅の現状と課題についてであります。

市営住宅につきましては、本年11月末現在、低額所得者向けが411戸、中堅所得者向けが15戸、子育て世帯向けが8戸、合わせて434戸となっており、このうち入居済戸数が350戸で、入居率は81パーセントとなっています。

地区別の入居率は、若美地区が92パーセント、脇本・船越地区が85パーセント、船川地区が73パーセント、北浦・戸賀地区が54パーセントとなっております。

また、子育て世帯向けの住宅をはじめ、低額所得者向けの団地のうち、内子第2及び第3団地など5団地で100パーセントの入居率となっております。

現在、約5割が築年数40年以上経過している木造や簡易耐火構造の団地であり、既に耐用年限を超過している住宅も半数に達していることから、建物や設備等に様々な不具合や劣化が生じてきており、年々多額の修繕費が必要な状況となっております。

このため、今後は、団地の需要や老朽の度合い等を踏まえながら、計画的に廃止や

建て替え、修繕等を実施してまいりたいと考えております。

次に、今後の公営住宅の整備についてであります。

公営住宅の整備につきましては、市営住宅マスタープランに基づき実施しております。

平成23年度に策定した計画では、10年後の必要戸数が427戸と推計され、これを踏まえ、平成25年度から29年度までに船川地区の姫ヶ沢・泉台団地において、新たに10戸の住宅を整備しております。その後、平成28年度に見直しを行ったところ、人口や世帯数の減少により、公営住宅の必要戸数は412戸と推計され、必要量を充足している結果となったことから、平成30年度以降は新規建設を見合わせております。

市営住宅マスタープランは今年度に終期を迎えることから、来年度から10年間を計画期間とした新たなプランを策定すべく、現在、庁内検討部会や策定委員会で鋭意検討を進めております。

その内容については、将来の人口推計や住宅の需要動向等を基に、全体戸数の縮減を見据えながら既存団地の建て替えや廃止、「公営住宅等長寿命化計画」に基づく修繕など、適切な整備計画を定めることとしており、来年1月末までに成案を得たいと考えております。

次に、入居資格の見直しや変更等についてであります。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で賃貸することで、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、高齢化等が進む本市においては、引き続き重要な住宅セーフティネットとして市営住宅を供給していく必要があると認識しております。

こうした状況を踏まえ、住宅に困窮する低額所得者の中でも高齢者世帯や障害者世帯、母子・父子世帯など、特に困窮度が高い世帯については、選考に当たり割当てした住宅に優先的に入居させることができることとしております。

その際の保証人につきましては、現在、連帯保証人が連署する請書の提出を求めています。これは家賃等の債務保証や滞納の抑止といったことよりも、実質的には、保証人の方に入居者への支援や連絡の依頼、安否確認の協力要請などの役割を担っていただきたいということからお願いしているものであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合も想定されるため、今後、どのような対応の仕方が可能であるか、他市町村の取組状況も参考にしながら検討してまいりたいと思います。

御質問の第3点は、病院利用者の利便性向上についてであります。

まず、市民病院のW i - F i 環境の整備状況についてであります。現在のところ市民病院では、院内業務用のW i - F i 環境は整備しておりますが、患者や外部訪問者など、病院利用者向けのW i - F i は導入しておりません。

患者の方が利用できるW i - F i 環境の導入メリットとしましては、長期入院が必要な方が外部とのコミュニケーションなど、多様な目的に応じてインターネットを快適に利用することが可能となり、孤独の回避につながるなどが考えられます。

一方で、導入に当たっては、初期費用のほか、回線利用料等の維持管理費が必要となることに加え、情報セキュリティ対策や利用条件の設定など、検討すべき課題があるものと認識しております。

このため、現在取り組んでおります経営改善において、収支の改善を図りつつ、「選ばれる病院」を目指していく観点から、病院利用者が利用できるW i - F i 環境の整備につきまして、引き続き前向きに研究してまいります。

次に、マイナンバーカードの健康保険証利用対応の推進についてであります。

現在、市民病院では、窓口において、保険証の提示により患者の資格確認を行っておりますが、国においては、マイナンバーカードを利用した被保険者資格の確認、いわゆる「オンライン資格確認」の導入を推進しており、本年10月20日から本格運用を開始しております。

国では、このシステムを導入することで、非接触による迅速な資格確認の実現や過誤請求に伴う事務コストの削減など、医療機関にとってのメリットのほか、保険者の変更時に新たな健康保険証の発行を待たずに受診が可能となることや、高額療養費制度を利用する際の認定証の持参が不要となることなど、住民にとってのメリットも期待できるとしております。

これを受け、現在、早期の導入に向け準備を進めておりますが、一部の専用機器につきまして、需要の一時的な集中に伴う供給不足から調達の遅れが生じており、システムの環境設定の完了を今月末と見込んでおります。

稼働開始につきましては、その後の動作確認及び操作研修を経て、来年1月中を予定しております。

なお、具体的な稼働開始日等につきましては、院内掲示やホームページ等により、今後周知を図ってまいります。

次に、オンライン診療についての考え方についてであります。

オンライン診療は、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い、その結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムで行う遠隔医療の一形態とされております。

そのメリットとしましては、医療へのアクセスの向上や、非対面診療による医療施設内での感染症への感染リスクの回避などが挙げられ、国においても本年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」に、オンライン診療の更なる活用の方向性を盛り込むなど、その推進が図られております。

しかしながら、実施に当たっては、得られる情報が視覚及び聴覚に限られるほか、患者の状態によっては、自身の症状を正確に伝達できない場合も想定されるなど、診療上の課題があります。

また、現時点では、対面診療に比べ診療報酬が低いことなど、制度上の課題も指摘されております。

さらに、医療機関においては、必要な設備投資や情報セキュリティの確保、適切な本人確認などのほか、患者側においても情報機器の準備や、その円滑な操作に一定の技術が必要となります。

こうしたことから、現在、国では、専門家の意見を聴取しながら、オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しを進めております。

もとより、診療の基本は、患者の情報を確実に捉え、疾患や重症化リスク等を見逃すことなく、的確で細やかな医療サービスを提供することであり、その観点からは、触診や検査等が可能な対面診療こそが基本であります。

以上のことから、市民病院におきましては、通常診療において、オンライン診療の導入を積極的に進める考えはありませんが、国の動向や新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を注視しつつ、今後の本市の地域医療の課題や導入メリットを見極め、活用を検討してまいります。

御質問の第4点は、一人暮らしの高齢者の終活について、まず、身寄りのない方が亡くなられた場合の市の対応等についてであります。

身寄りのない方が亡くなった場合、葬儀を誰が執り行うかによって対応は異なりますが、親族がおらず、民生委員や町内会で葬儀を執り行う場合は、葬儀に係る費用は生活保護法が適用となり、葬祭扶助が支給されます。

また、葬儀を執り行う者が全くいない場合は、墓地埋葬法に基づき、市が火葬・埋葬を行います。

御質問のありました市が対応し、墓地埋葬法が適用されたケースにつきましては、令和2年度に1件ありましたが、今年度は現時点で実績がありません。

また、そうした際に係る費用については、市で一旦負担いたしますが、その後、亡くなった方の相続人や扶養義務者の調査を行い、相続人等が判明した場合は、相続人等に対し、市が負担した事務費や葬祭等にかかった費用を請求することになります。

なお、費用につきましては、1人当たり約23万円程度となります。

次に、生前の意思確認や生前契約の在り方等についてであります。

葬儀等に関する意思表示の仕方については、公正証書遺言を作成しておく方法や、死後事務委任契約として、葬儀会社を含む第三者と生前契約する方法などがあり、葬儀会社との契約の場合は、預託金の納入が必要であると把握しております。

公正証書の作成手数料は政令で定められておりますが、死後事務委任契約の公正証書の場合は1万4,000円程度かかるかとされております。

また、任意後見人や成年後見人との死後事務委任契約により葬儀を執り行う場合は、本人の財産の範囲内で葬儀費用を賄うことも可能であると考えられます。

次に、エンディングプラン・サポート事業や規格葬儀の取組についてであります。

東北地区においてエンディングプラン・サポート事業を実施している自治体に実施状況を調査したところ、令和元年度に事業を始めてから現在まで、利用者はいないとのことでありました。

その背景には、資産の少ない方を対象としている事業であるため、預託金の準備が困難であることや、葬儀会社との生前契約によって需要が満たされているのではないかということでありました。

本市においては、身寄りのない方の葬儀等の対応事例は極めて少なく、また、葬儀

会社においては、葬儀の規模や予算に応じて柔軟な対応が可能であると認識しており、現在のところ、エンディングプラン・サポート事業や規格葬儀の需要は少ないと判断されることから、実施については考えておりません。

一方で、議員御指摘のとおり、終焉に関わることの不安を解消し、安心感を得られる支援は重要であると認識しております。このため、市では地域包括支援センターが医師会などと連携し、市民が人生の最後を迎えるに当たり、事前に家族や医療・介護関係者と話し合いを行うアドバンス・ケア・プランニングの普及啓発に努めているところであります。

今後も、市民から葬儀の在り方等を含む終活に関する相談があった際には、その不安を解消し、安心感を得られるよう、関係するサービスや制度を紹介するなど、より一層丁寧な対応に努めてまいります。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 再質問保留のまま、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時07分 休 憩

---

午後 1時10分 再 開

○議長（吉田清孝） 会議を再開いたします。

再質問ありませんか。12番

○12番（進藤優子議員） それでは再質問させていただきます。

コロナワクチン接種についての2回の接種について漏れはないのかという質問に対して、11月、個別で250人の方々が接種をされたのだというお話がございました。11月1日号の広報には、個別医療機関によるワクチン接種も11月いっぱいまで終わりますというふうな広報がされておりました。まず、今後もその接種をしていくというふうな先ほどお話がございましたので、希望される方々、一人も残らず、その3回目の追加接種に限らず、1回目、2回目、まだやられていない方で希望する方がいたら推進していくという取組は非常に大事な部分だと思います。今後も接種をしていくのだという、一旦その終わったのだというものを今後もやっていきますというふうな部分、そこを、やはり先ほど予防注射の話ではないですけども、周知という部分で必要な方々に必要な情報が届くということが非常に大事な部分ではないかなという

ふうに思っておりますので、現在まだやられてなくて、これからやりたいなど思っている方々が漏れなくできるような体制であり、情報発信というものをしていただけたらと思いますけども、そこら辺について続けていくというふうなお話はございましたので、こういった形で進めていくのかについてお伺いしたいと思います。

3回目のワクチン接種についてですけれども、昨日より医療従事者の方々の3回目のワクチン接種が始まりましたというのは報道等でも皆さん御覧になられていた部分だと思います。まず、男鹿市においては1月から医療従事者、そして2月から高齢者施設、一般の個別、3月から集団接種というふうなお話が先ほどございました。

まず1回目接種時に起きたような予約の混乱が起きないように取組が必要だというふうに考えますけれども、3回目の接種券の発送については、具体的にはどうでしょうか、決まっているでしょうか。3回目のその接種券の発送ですけれども、接種した方々、前はくくりが65歳以上とか年齢的にこうという部分があったと思うんですけれども、接種された方々の時期が明確に分かっている部分があるかと思います。それは接種順なのか、年齢順なのか、その接種券の発送について、どのような形で行っていくのか、もし決まっておられましたらお願いしたいと思います。

男鹿市においては、1回目の接種の時、次2回目はいつですよということで、2回目の予約というのは取る必要はなかったわけですけれども、この3回目の追加接種、接種券が発送になって、またその予約を取ったりとかそういったことが必要なのかどうなのか、そこら辺についても決まっていたらお聞かせいただけたらと思います。

先ほども5歳から11歳の接種、また、今まではファイザーですけれども、モデルナとかというようなワクチンという話もございましたけれども、そういったものが、まず例えば同一会場で行われるときに、ワクチンの種類が違う、希望される人なのかどうなのか、それちょっとあれですけども、ワクチンの種類が違う、5歳から11歳のその接種が始まったとすれば、その希釈の濃度も違うというふうな、いろんなことが想定されるので、事故がないようにということを考えたときに、その進め方とかそういったこと、具体的にお持ちでしたらお知らせいただければと思います。

電子接種証明書については、まず今月中旬以降、国がまずマイナンバーカードを取得している方々に対して、そのデジタル証明とかそれをやっていくのだということで、そのとおりに進んでいくものだと思います。



これ、先ほど病院の方の部分でのお話にもなるんですけども、男鹿市でマイナンバーカードを取得されている方々、大体今3割くらいだと認識しておりますけれども、その3割、マイナンバーを持たれている方がその手続というのを自分でやろうと思えばスマートフォンからその手続はできるわけです。ただ、それできない方がいたりとか、自分ではできない方も多分いらっしゃると思います。それと、マイナンバーカードをお持ちでない方々は、今後、自治体等で発行の紙の証明書という形になっていくものだと思いますけれども、そうしたときにマイナンバーカードの利便性というんですか、3割の方々は持っていてって、そこからワクチン接種証明書もそうですけれども、いろんな利便性が進んでいくことは考えられるんですけども、残念ながらやっぱり先ほども申し上げたように、男鹿市ではマイナンバーカードを持っていたりも持っていることがその利便性を感じられるというところが、現在余りないということが、やっぱり最大の問題なのかなということを常日頃思っているわけですが、そこら辺、今、その電子証明書だけに限らず、持っていると便利だということを市民が実感できるような何か進め方というか、一歩進んだところで行っていかなくてはいけないのではないかなというふうなことを思うわけでございます。先ほどDXのこととかも、スマートフォンでとかいろんな部分の、佐々木議員のお話の時もございましたけれども、あることによって便利だよっていうことを感じられるようなそういった取組については、どのような考えをお持ちなのかお聞かせいただけたらと思います。

次に、公営住宅についてでございます。

現状と課題についてお伺いしたところ、今、入居率は350戸の81パーセントというふうなお話がありました。相当数、古い部分も見受けられますし、入居率81パーセント、入っていないところはどのように入れないのかなって、古くて入れないのか、募集しても人が来ないのか、需要と供給のバランスを考えたときに、その426戸は適正なのかです。先ほどそういったような感じの話もございましたけれども、現在空いている部分、どうして空いているのか、入る人がいないのか、それとも入りたくても入れないのか、何か理由があるのであれば、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

今後の公営住宅の整備についての考え方としては、全体戸数を見ながら、来年1月

までにマスタープランを作成していくのだということが先ほどございました。現在の住宅、今も申し上げましたけれども、相当数古いところがあって、非常に安全性もどうなのかなというふうなところもございます。何か壊れたときに、じゃあそれは直せるのかというふうなそんな問題もあるのではないかなというふうにも考えるわけです。今年ですか、住宅にお住まいの方々にアンケートを行っていただいたようなお話も伺ってございましたけれども、お住まいの方々から、要望なのか苦情なのかそういった声もあったのではないかなというふうに思うんですけども、そうしたものには随時対応できるような形で進めていただいているのか、そこについてもお伺いしたいと思います。

あと、入居資格の部分でございますけれども、連帯保証人がやはり今、一人暮らしの方であったりとか非常に見つけるのが大変だという方々がやはり相当数いらっしゃるのではないかなというふうに感じております。これ、去年の3月ですけれども、市の方で市営住宅条例の一部を改正する条例というのが出た時に、私その時もちょっと質問させていただいておりました。連帯保証人について。その時に連帯保証人については、国の方では基本的条例の案でいくと特に連帯保証人を設けなさいという条文がなくなっているという、そこがございました。ですが、男鹿市においては、この連帯保証人は、先ほど市長も答弁しておりましたけれども、連帯保証人は単なる金銭的な補償ということではなくて、現在一人で入居されている方にいろんな事故があったり相談があったりした場合の市としての総合的な役割も連帯保証人にはございますので、連帯保証人、単なる金銭的な部分で必要ないということには至らないということで、まず保証人は一人対応していただきたいというふうに考えているということでもございました。国の方では特に連帯保証人を付けなければいけないという条文がなくなったのであれば、こうして現にその連帯保証人がいなくて住宅に入れなよという方がいらっしゃる状況を考えてときに、その入居要件というか、その中の連帯保証人の部分を削除というか、連絡とかをする方々と考えるのであれば、その入居要件の連帯保証人一人という部分をなくすべきなのか、そこに連帯保証人という名前ではなくて何ていうんでしょうか、何かあったときの連絡先という形で書いていただくというか、うたっていただくというふうな、条例改正が必要なのかあれですけども、そういった形はできないものなのか、そこら辺についても実際に撤廃しているところも全

国的に見るとあるようですので、そういった部分を、緊急連絡人だったりとかそういった形でできないのかなというふうな、そのようなことも考えますけれども、そこら辺についても、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

みなと市民病院のW i - F i 環境の整備についてですが、現在、病院にはW i - F i 環境はないのだというお話でございました。外部とのW i - F i 環境がないということで、今回それでもテレビ面会ですか、そういったことをしていただいたというのは非常にありがたかったなというふうに思います。なかなか病院でも本人の様子が分からず、看護師さんたちからもなかなかうまくコミュニケーションというか連絡が取れないような状況の中で、非常に不安を抱えていらっしゃる方々もたくさんいましたので、こうしたことがあって顔を見ることでまず安心ができるという部分は非常に大きかったのではないかなというふうに考えます。

そうした中で、今このデジタル化が本当に社会でも非常に進んでいまして、実際、遠くにいる家族と会えない方々もL I N Eであったりとかいろんな部分でビデオ通話で顔を見て話をしたりという部分で、会えない部分をそこで埋めているというか、そういう方々はたくさん、病気の方々に限らずいらっしゃるのではないかなというふうに考えます。ただ、その病院にじゃあ入院されている方々が、皆さんがスマートフォンをお持ちかといえばそこもあると思うんですけども、例えばL I N Eでつながっていたとしても、契約内容によってはすぐにもう通信制限がかかって使えなくなってしまうという方々も多くいらっしゃるのではないかなというふうに思います。いろいろそこら辺分かっていて、大きな容量に入っていると、そこは問題ないのでしょうけれども、多分そこまで分からず電話を持たれているという方々はいっぱいいらっしゃるものだと思います。そうした中で多分こうしたものに対してのコロナ禍における補助金的なものもあったように記憶しておりますけれども、今その病院の改革もやっている中で、ここに多額の費用を投じるのはどうなのかなという部分もあろうかなとは思っています。ただ、今後その社会状況とかいろんなことを考えたときに、このW i - F i 環境というのはあってしかるべきではないのかなというふうに考えるわけですが、そこら辺についての考え方もう一度伺いたしたいと思います。

マイナンバーカードの保険証利用につきましては、現在、今その機器が遅れてい

て、まず12月中にはということでありましたので、来年1月中には稼働できるのではないかなというふうなお話もございましたので、良かったというか、市内でまずそのマイナンバーカードを取得しても結局使えないという部分で、保険証利用、登録してマイナポイントの部分では確かに登録された方々には利点という部分はあるにしても、登録しても何も使えないというか、持っていても証明書にしかないマイナンバーカードというところから、一步やっぱり何か進んだ、病院だけに限らず、もう少し先ほども申しましたが利便性のあるものを何とかしていただけないのかなと。国の規格が統一になったときには、もちろんそれはいろんなサービスができるようになるものだと思いますけれども、じゃあそれまで男鹿市はそれができないのかとなると、サービスとしてはどうなのかなというふうな部分を非常に思うわけです。いろんな自治体では、いろんな特典を付けたりとかして、まずマイナンバーカードの普及率を増やすというような取組をしているところも確かにございますけれども、今、男鹿市でその普及率をば一っと増やしても、それを使えるところがやはりないということが、やっぱり非常に大きな問題ではないのかなというふうに私は常日頃感じているんですけれども、そこは市としてやはり統一の規格になるまで待つていただきたいという、そこなのか、そこら辺についてももう一度お伺いしたいと思います。

オンライン診療については、当然やはり本来、本人対面での部分が一番ということでは間違いのない部分でございます。コロナ禍だったりとか、実際に病院に行けなかった方々もたくさんいらっしゃいますし、今後そうならなければ一番いい話なんですけれども、そういった部分が出てきた場合には、こういったこともやはり有効な部分なのかなというふうにも考えますので、国の動向だったり、医師会のというかそういった動向とかも見ながら、これはまず、みなと病院単体でじゃあオンライン診療やります、はいというわけにはいかないのかなという部分もございますので、社会が大きく変化して、皆さんが一律にやったらという言い方はあれですけれども、そこら辺を考えていただきながら利便性の向上に努めていただけたらなというふうに考えているところですので、よろしくお伺いしたいと思います。

身寄りのない一人暮らしの方の終活についてでございますが、市では令和2年度に1件あったけれども、相続人が分かってというふうな部分のお話が先ほどございました。いろんな一人暮らしの方々、本当にこういったことに非常に心配を持たれている

方というのはいっぱいいて、相談というか、この福祉事務所なのか地域包括センターなのか、そういった形の相談という部分で寄せられているということは、現在のところないのかなのか、そこについてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田清孝） 三浦病院事務局長

【病院事務局長 三浦大成 登壇】

○病院事務局長（三浦大成） では、私から市民病院に関わります所管の事項についてお答えしたいと思います。

まず、W i - F i の環境整備についてでございます。

議員御指摘のとおり、今後の取組としてW i - F i の導入が必要ではないかという、そういった問題意識だったかと思えます。

病院としましても、今、経営改善に取り組んでおりますけれども、その中で収支の改善というのはもちろんでございますけれども、その一方、また進んだ部分として、選ばれる病院に向けて取り組んでいくということで現在取り組んでいるところでございます。その中で、当然患者様の利便性の向上というところは、一つ大きな観点になってくると思えます。その中で、やはり一つ、今コロナ禍でなかなか家族とも面会がままならないという中でも、患者の方、あるいはその御家族の方に寄り添った診療なり病院の対応をしていく必要があるというところでは、私どもも同じく認識しております。

そこで今後の展開ということになりますけれども、やはり経営に関わる者としては、やるタイミング、当然その収支というところもありますので、現在、収支の面で改善に取り組んでいる中で初期経費、あるいは維持管理費が見込まれるところでは、どのタイミングでやっていくのがいいかという点がまず一つあるかと思えます。

あともう一つ、需要というところで、ニーズですけれども、ニーズにも現時点でのニーズと、これから先のニーズ、これが二つあると思えますけれども、現時点の状況を申し上げますと、病院でも患者様の方、確認したりとか、あるいは患者層、年齢層ですとか、スマホをお持ちのというところ、議員もおっしゃってございましたけども、そうしたところから可能な限り把握するようにしております。そこでは、なかなか今、面会が制限されている中で患者様自身はそのスマートフォンを使って、例えば娯楽のたびに動画等そういったサービスを見るとか、そういったことというのはニーズ

としてはなかなか少ないのかなと思っております。全国的な傾向としましては、比較的若年層、あるいは勤労世代も入院しているようながんの拠点病院ですとか、そうしたところでは一定のその需要があるというふうに承知しております。ただ、私どもの患者層を見ますと、まだそこには至っていないのかなというところでは、今、近々に必要な需要、ニーズがあるかという点につきましては、まだまだこれからかなと。ただ、御指摘ありましたとおり、これから先、当たり前のその当然のインフラとなっていくという過程では、病院の方にもそういった導入は必要になってくるものかなというふうに思っております。そうした点で前向きに研究させていただきたいというところで、先ほど市長答弁もありましたけれども、病棟全般で一人一人が使えるそうしたWi-Fiの環境がいいのか、あるいは病院の特定の箇所で利用したい方はそこに御案内して使えるような形がいいのかとか、そうした手法も含めて病院の方では今後研究していきたいというふうに思っております。

あともう一つ、オンライン資格確認の点でございました。

先ほど、マイナンバーカード全般のお話でなかなかメリットの享受、それを感じられる場所が少ないという点で御指摘いただいたところですが、せっかくの機会、本格稼働10月20日に病院での対応が結果的に間に合わなかったというところに関しましては、非常に私自身悔しく思っております。

今、11月28日現在での国の公表資料によりますと、秋田県内では医療機関ですとかそういったところで28施設、県内でオンライン資格確認ができるというふうに公表されております。病院が94、歯科医院が51、薬局が63という内訳ですけれども。その中で本市ではどうかといいますと、一つという結果になっております。その一つは、大手の調剤薬局関係の施設が1か所ということで、医療機関ではまだないという状況でございます。先ほど答弁にもありましたとおり、1月の稼働を見据えて現在早期に、可能な限り早期に環境設定終わるようということに取り組んでおりますけれども、まずは私どもの方でオンライン資格確認、保険証として活用できるというところをまず整えて、御指摘ありましたとおり3割にも満たないという中、あるいは本格稼働時には全国の医療機関でも10パーセントに満たないオンライン資格確認ができる施設ということという状況ではありますけれども、まず先導的に私どもの施設でできるようにいたしまして、我々も勉強必要なわけですが、そこで稼働し

てメリットを享受、感じられるというところで動いてまいりたいと。先ほどの答弁にもありました医療機関での受診、非接触で迅速に行えるですとか、病院としましても保険証の確認で切替えに伴う過誤ですとか、そうしたところでの事務コストの削減とか、そうしたところが見込まれます。また、限度額の適用認定証ですけれども、これは申請無しに限度額が適用されるのか、そうしたところでは細々とメリットが感じられるところが出てくると思います。まず私どもの方で整えながら、持っている方に限られますけれども、感じていただいて、私どもとしてもマイナンバーカードの取得率の向上ですとか、活用の場面の一助になればというふうに思っています。

また、医療界でも資格確認にとどまらず、様々な医療関係の情報がこのマイナンバーカードを通じて閲覧できるようになると。あるいは将来的には電子処方箋ですとか、電子版のお薬手帳とか、そうしたところとの連携も国の方では考えているようになっています。これから社会全般にそういったメリットが感じられるような仕組みが整ってまいりますと、まだまだこれから交付が伸びてくる、まだ途上にはありますけれども、これからかなというところで考えてございます。

次に、オンライン診療でございますけれども、先ほど利便性の向上というところで活用をということでお話いただきました。

先ほど答弁ありましたとおり、対面診療が基本ではございますけれども、議員御指摘のとおり例えば感染症の拡大の状況では、医師もその対面診療に立ち会えないとかそうしたことも十分考えられるわけでございます。そうしたときに、医療の質を落とさない、やはり医療は何があっても必要はありますので、需要に対してしっかりと医療を細やかに提供していくという中では、得られる情報は対面診療よりは少ないということで、診療の質には影響してくるところは事実でございますけれども、補完的な役割ですとかそうしたところはまだまだ考えられますし、地域の課題のこれからの展開によっては、その補完にとどまらない役割というものも出てくると思っております。当面は対面診療でございますけれども、やはり社会的な情勢、地域の感染症の拡大の状況ですとか、そうしたところに応じて活用できるように、私どもの方でも研究しながら、また活用を検討していくというふうに取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） 私からはワクチン接種の件と、それから一人暮らしの方の終活についてお答えさせていただきます。

まず、1回目、2回目、まだ接種されていない方に対する広報といいますかそういった情報発信の件でございますけれども、これにつきましては今現在はホームページには情報を載せてございます。この11月に受付いたしましたのも、新しく12歳となるお子様向けのワクチンを活用して、恐らく何人かまだ受けていない人がいるだろうから受け付けていこうということでやってみたんですけれども、先ほど市長が答弁しましたとおり、思ったよりも多くて、250人もいてびっくりしたというところでございます。11月中に1回目の接種をこの方々終えまして、12月は2回目の接種をするという段取りになっております。今、3回目用のワクチンがこの後、順次入ってまいりますので、そのワクチンを活用して、さらにまだ1回目、2回目受けていなくて、これから受けたいという希望がある方については、ワクチンを接種できる体制は整えております。そのお知らせとしましては、この後、できる体制が整いましたから、また広報であるとかホームページ等でお知らせしていくということになっております。

それから、3回目のワクチン接種の予約の仕方ですけれども、こちらはやはり今年の春の1回目の予約の混乱状況をちょっと反省いたしまして、今のところですがけれども、3回目の接種券を送付するときに、こちらから日時を指定して送ってやろうかなと思っています。もし都合が悪ければこちらへ連絡くださいと、そういった方法を考えているところでございます。

それから、接種券を送付する順番ですけれども、これは2回目の接種が終わった順番ということになりますので、どうしても高齢者の方が早いわけなんですけれども、1か月分ぐらいにまとめて順次送っていければなと考えているところでございます。

それから、この後5歳から11歳に対するワクチン接種が始まる可能性もあります。また、これまでファイザー製のワクチンを使ってきたわけですが、モデルナ製のワクチンが配布される可能性も出てまいります。こういった場合に、一つの会場で複数の種類のワクチンを扱うことは非常にリスクが大きいものですから、この場合は日



程を完全に分けて、例えば今日は5歳から11歳の方とか、今日はモデルナの方とか、そういった分け方をしてやっていこうというふうに話し合っているところでございます。詳細はこれから決めてまいりますので、今のところそういう話合いをしております。

それから、マイナンバーに関してですけれども、これもマイナンバーの利用方法、やっとなんだんその使える範囲が増えてきたかなと感じているところです。保険証としては使えるようになりましたし、ワクチンの方からいくと接種証明書も使えるようになる。この後、免許証としての利用とか、介護保険証としての利用とか、こういったこの後またさらに使えるようになってくる機能が増えてくる予定が立っておりますので、まず機会を捉えて、持っていれば便利なことがたくさんありますということをごPRしていきたいと考えているところでございます。

あと、一人暮らしの終活に関して心配に思っている方、実際たくさんいらっしゃるんだらうと思います。多くの方は漠然とした心配をされているのではないかなと思っております。

葬儀に関する相談というのは市では受け付けてはいないのですけれども、実際、葬儀に関することであれば葬祭業者が市内にありますので、そちらの方に御相談いただければ、きっと親身になってその方々の財政状況といいますか財産の状況等も勘案して、きちんとしたプランを御提案いただけるのではないかと考えておりますけれども、終活という意味では、午前中、市長も申し上げましたけれども、地域包括支援センター、こちらが中心となって医師会などと連携して、人生の最期をどのように迎えたらいいかと、迎えたいですかと、そういったことを本人であるとか家族であるとか、また、介護をされる方々等いろいろな人を交えて相談する、そういったアドバンスケアプランニングというものもやっておりますので、ただ単に葬儀のことではなくて、人生の最期に当たって自分ではどういう最期を迎えたいかと、そういう意味での終活ということであれば、地域包括支援センターの方でそういった業務を取り扱っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） 私からは公営住宅の件に関してお答えいたします。

まず1点目、入居率81パーセントということで、入っていない方もというか空いているんじゃないかという、そういった御質問でございました。現在、市長答弁で81パーセントということで御答弁もしておりますけれども、現在この434戸のうちの36件については、一応、政策空き家として募集していない部分がございます。こちらの方、まず大分古くなって、修繕も追いつかないということで、あえてこの部分の空き家に関しては使用しないということで、現在使える空き家として持っている部分では18件ございます。

実際、入っていない理由といわれますと、ここ3年くらいですと、毎年8件なり10件なり新規の入居者もおられますので、それなりの需要もありますし、ただ、公募している部分は割と新しめの住宅で、古い住宅に関してはちょっと公募はしておりませんが、いずれその古い部分というでもしかすれば入らないという部分はあるかとは思いますが、決して何か住宅が不足しているとか多いとかそういった部分では、今後のマスタープランの策定によりまして、そういった部分で検討しながら適正な数というものは捉えていければと思っております。

それで、多分見通しとしましては、やはり今のその見込み、マスタープランの戸数よりは下がるような計画にはなるかと思っております。

2点目の質問で、大分古い住宅があるということで、修繕も追いつかないとかそういった話でございました。それで、アンケートということで今年の7月から1か月ほど、現在の入居者に対してちょっとアンケートを実施しております。こちらは先ほど申し上げたマスタープランの改定に当たって、その参考にするというので実施しているアンケートでございますけれども、ちょっと詳細、私詳しくはちょっと見ておりませんが、その中で要望としては現在の住宅、断熱性が悪いとか、床・天井の状態が良くないとか、これはやはり古くてというそういった要因なのかなという、そういった部分の話になるかと思えます。また、今後も住みたいかとかそういった質問の中では、住みたいという人もいますし、家賃が安いというのが一番の入居者の方の住んでいる理由という、そういったようなアンケートの結果になっております。詳細については、ちょっとまだ分析という部分ではまだ不完全なところもありますけれども、そういった状況でございます。

それで、修繕に関しては、現在お住まいの方、もし具合が悪いというのであれば、

すぐに担当が家の方へ行って中を見て、対応できるものは対応してというそういった対応をさせていただいております。

三つ目の質問で保証人という話でございます。議員おっしゃったとおり平成30年、国の方で公営住宅管理標準条例というものを作ってございまして、その中で保証人の部分をなくしたというような、そういったことでございます。それとあわせて、このときの当時の国交省の住宅局の方からの取扱いについてという文書が来ておりまして、その中でその保証人を求めることによって入れなくなるようなことはないよという、その中でも実際その保証人を求めているのは、例えば緊急時の連絡先とかそういったものがあるのは、それぞれ事情はあるだろうというような文書の中で、地域の事情に勘案して適切な対応をお願いしたいという、そういった内容の文書も一緒に来てございます。それで、公営住宅に関しては、収入の状況を踏まえて低廉に設定するという、そういった部分で公的資金を投入して整備した住宅でありますので、ある意味その部分の家賃に関しては、やはり今、立場という言い方も変ですけども、まずはその債務といいますかそういったものはきちっと収入としてもらっていかなければならないというのは、やはり大前提になろうかと思えます。ただその中で、その保証人を付けるのが、なかなか現在の風潮で地域のつながりとか親兄弟と疎遠になったりということで、なかなかその保証人を確保できないというそういった最近の風潮といいますか、そういうのは重々承知してございます。それで、ちょっと市の立場の考えとしましては、保証人は、原則はやっぱり保証人を付けていただきたい。ただ、そういった様々な事情でなかなか保証人困難な方は、それは免除なり、何かそういった取扱いといいますか、そういったものも考えていく必要はあろうかと思えます。保証人の、身元引受人みたいな感じですか、そういったものを保証人とは別に新たに求めるものなのか、もしくは保証人をやめて引受人だけでいいのか、そういった部分いろんなやり方もあろうかと思えますけれども、そういった部分、多分この建設部だけではなくて、もしかすれば民生部門、福祉部門、そういった部分との連携も必要になるような話にもなろうかと思えます。いずれそういった部分で、ちょっといろいろやり方はあろうかと思えますけれども、そういった部分でちょっと庁内でも検討なり、その部門とも協議しながら、よりよい形で公営住宅の運営といいますかそういったものに取り組んでいければと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） さらに質問ありませんか。12番

○12番（進藤優子議員） ワクチン接種については、様々な部分で協議いただいて、これからまず詳細を詰めていくというような形でしたので、1回目のような混乱は起きないのかなという部分があったので、また職員の皆様には非常に御難儀をかける部分になると思いますけれども、推進していただければと思います。

ただ一点ですけれども、これまず年度を越えての接種になります。2月、3月になると、年度をまたいでの接種となっていくわけですが、やっぱり年度が変わると職員の皆様の異動があったりとか、いろんな部分も出てくるのではないかなというふうなことも想定されます。今このワクチン接種推進室、先のとくに副市長ですか、ワクチン接種体制が健康子育て課の、そこで良かったのかというふうな部分のお話もございましたけれども、これも順次やった人からいくというような形なので、現行のまま進めていくような形をとっていかれるのか、その年度をまたいでという部分で、そこを一点お聞きしたいと思います。

また、3月、4月、同じように転入・転出等、異動される方々もいらっしゃると思います。この2回目の接種はほかで終えてきた人、またここで終えたけれども3回目はどういう部分も想定されると思うんですけれども、そういった方々への対応はどうなるのか、ワクチンに関してはそこをお聞きしたいと思います。

公営住宅についてでございますけれども、今、保証人の取扱いについて部長の方からございましたけれども、これ、建設課とか福祉課とかいろんな連携を取りながらというふうな、協議をしていく部分だというお話がございましたけれども、現行やはりここにうたってある、やっぱりこのうたってあるという部分、入居の要件として。入居資格として、現に住宅に困っていること、暴力団員でないこと、公営住宅の所得もありますけれども連帯保証人1人必要という部分がうたわれているわけです。そこ、申込みをして、手続になったときも、連帯保証人1名を選定し届出していただきますということで、連帯保証人要件としては、男鹿市に住所を有する方、年齢65歳以上の方、入居名義人を上回る収入がある方と、細かにうたっていただいております。それがやっぱり何というんでしょうか、ネックになってというか、自分、保証人の確保ができないなと思った方が、入りたいと思っても入れないような方ももしかした

らいるのではないかなというふうに、こういうふうに出ているのであればそう  
思ってしまう方もいらっしゃるのではないかなというふうなことも感じているわけ  
です。いろんな部分と連携しながらということでしたけれども、現にお困りの方が入  
れなかったという状況を考えたときに、建設、福祉であったりとか、いろんな課で情  
報が共有できていたのかなという部分を非常に感じるわけですが、入居される  
方が例えば生活保護世帯の方であったとして、入居したいよってなったときに、これ  
らはこの建設部とか福祉課とかいろんなところで情報が共有されて、その方にとって  
一番いい形をとっていけるような体制になっているのかどうか、そこだけ一点お  
伺いしたいと思います。

もう一点、一人暮らしの高齢者の終活についてですけれども、先ほど部長の方から  
お話ありましたけれども、地域包括の方でということでした。多分平成30年に、そ  
の厚労省の人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドラインとかと  
いうものが改訂されて、いろんなこのアドバンスケアプランニングとかというものを  
そういった形で進めていただいているのかなというふうに思うわけですが、  
市の方に相談、亡くなられた方々の死亡に関する葬儀に関する相談は市では受け付け  
ていないというふうな先ほどお話がございましたけれども、地域包括でこういった相  
談を行っていますよとか、例えばそういう形を今とっていただいているのであれば、  
そういったことの何か普及だったりとか啓発だったりとかしていただきながら、本当  
に困っている方々というんでしょうか、不安に思っている方々とか、今その  
高齢問題というか、8050とか、孤独死見守り隊の政策とかもいろいろクローズ  
アップされておりますので、本当に豊かな人生というのは老いても人間らしく、楽し  
く、喜びにあふれて、価値創造的な人生を最期まで全うしていける社会ではないのか  
なというふうなことも思いますので、そういった方々に寄り添うような体制というの  
が必要ではないかなということで、そこを一点お聞きしたいと思います。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

まず、年度をまたいでの接種業務ということになりまして、当然4月には人事異動  
はあるわけですが、このたびの1回目、2回目の集団接種につきましては、市

役所挙げての、全庁挙げての協力体制のもとで50回以上にわたってやってまいりました。ですので、まずほとんどの職員がこの業務に携わったことがあると思っております。ワクチン接種チームのメンバーが全員変わるということも、まず考えられませんし、コアとなるのは健康子育て課ということもありますので、皆さん経験があるということで、人事異動があっても大丈夫というふうに私は思っております。

また、転入されてくる方、当然あるわけですがけれども、これはVRSといたしましてワクチン接種記録のシステムが全国的に導入されておりますので、それによってその方の、転入されてきた方のワクチンの接種状況が分かりますので、その点についても心配はいらなないと思っております。

あと終活についてでございました。いろんな悩み、心配事あろうかと思えます。そういうことも、地域包括の方で、介護のことだけについて相談を受けるわけでもなくて、そのほかのいろんな心配事についての相談もそのとき一緒に受けて、またいろんなアドバイス等はできると思っておりますので、そのような対応でやらせていただきたいと思えます。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） 住宅関係ということで、福祉部門等との連携の在り方ということで、先般と申しますか実は福祉課の方から生活保護世帯に関してちょっと相談がありまして、詳しい事情はちょっと言えませんが、そういった中で保証人無しで入居いただいた事例はございます。それで、条例上、連帯保証人ということであってございますけれども、その一文の中で特別な事情がある場合は規定によって連帯保証人の連署を必要としないこととすることができるという文も条例の中に記載してございますので、ただ、その特別な事情という部分で、なかなかその辺をうまく、こういった場合はいいとか、こういったケースがあるとか、そういった部分の整理と申しますか、こういった場合、対象にできるかという部分でまだちょっとその辺を詰めてないと思えますか、それで、これまでは余りそういった保証人がいないという事例が、ちょっと今まで余りなかったというのもありますので、今後こういった世帯なり増えてくる、そういった時代になってきておりますので、そういった部分も今一度、もう一度整理して、こういった対応ができるか、そういった部分できちっと対応

してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 12番進藤優子議員の質問を終結いたします。

次に、7番船木正博議員の発言を許します。なお、船木正博議員からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。7番船木正博議員

【7番 船木正博議員 登壇】

○7番（船木正博議員） 皆さん、こんにちは。市民クラブの船木正博です。今日最後の登壇となります。お疲れ様です。

昨年から、私は毎回冒頭で、このコロナ禍のお話をしてきましたが、ワクチン接種に伴う影響か、最近はコロナ感染者は激減しているところでもあります。しかし、新変異株オミクロン株が発生、欧州などで拡大し、日本でも発生しております。第6波も懸念される場所でもあります。これからどのような推移をたどるのか未知数ではありますが、このまま減少していってほしいものであります。

これからは、ウィズコロナを見据えた対策、行動が必要でしょう。疲弊した経済状況をどう盛り上げていくのか、観光に代表される男鹿市の産業をどう盛り上げていくのか、その対策が問われる場所でもあります。今回は、そういった観点を含めた質問となります。

それでは、通告に基づき、順次質問してまいります。

第1問目は、男鹿市の国際交流政策についてであります。

グローバル化が急速に進展する中で、出入国管理法改正によって外国人労働者の受入れが進んでおり、在住外国人との共生に向けた体制整備がますます重要になってくると思われます。また、留学生や以前から日本に定住している在住外国人もたくさんいます。インバウンドで訪れる観光客もいるでしょう。そういった方たちへのフォローも大切です。社会とのつながりが薄く、悩んでいる人もいます。特に今はコロナ禍でもあり、孤立している人もいるとも考えられます。在住外国人に対する情報提供機能や生活相談等の充実を図ることが必要ではないでしょうか。

民間及び公益財団法人として、地域に暮らす在日外国人と日本人の交流のために設立された組織として国際交流協会があります。多様な文化や価値観を受け入れて主体的に活動できるような地域づくりを目指して、国際交流・国際協力活動の普及啓発、

活動の支援や場の提供等を行っております。文化や歴史的な背景、価値観を異にする人々との交流は、私たちの視野を広げ、多様性を理解し、グローバル社会を生き抜く力を育みます。コロナ禍という未曾有の困難の中でも、その理念は薄れることはありません。本市としても国際交流及び多文化共生社会づくりに向けた取組が必要ではないでしょうか。本市の国際交流に向けた政策及び考え方を伺います。そこで、以下の質問です。

一つ、国際交流に向けた市の取組は。

①本市では国際交流について何か取り組んでいることはあるのか。

②国際交流について市民への啓発及び情報発信が必要ではないか。

③国際交流施策をどのような推進体制で取り組むのか。

④他の自治体では、国際交流の専門部署を設置しているところがある。本市でも専門部署の設置を考えられないか。

大きな2です。外国出身者へのフォローはどうなっている。

①市内在住外国人への支援や指導、アドバイス等はしているのか。

②在住外国人に対する情報提供機能や生活相談等の部署及びシステムはあるのか。

③市内在住外国人への補助制度はあるのか。

大きな3です。市内在住の外国出身者について。

①人数や滞在状況、定住及び生活状況等の実態把握はされているか。

②外国出身者への連絡方法はどうなっている。

大きな4です。交流団体との交流実績と関わり方の方針は。

以上、これらについてお答え願います。

次に、第2問目は、寒風山の現状と振興策についての質問です。

市長は今、寒風山観光に力を入れて取り組んでいるようです。広報おがの市長だよりも載っていました。私からも少し提言や感想を述べさせてもらいたいと思います。

かつて寒風山は観光客でにぎわい、男鹿観光の目玉であった。休日には観光客があふれ、売店には男鹿小唄が流れ、活気を呈していた。以前は、レストランを兼ねた売店が数軒あったが、今は回転展望台と下の駐車場に一軒、細々と営業しているだけで、あとは全部閉店してしまった。また、過去には寒風山まつり、松明アート、花火



などイベントも開催されていた。それがいつの頃からか人影もまばらとなり、観光地としての活気はなくなり、衰退している。

その原因は何なのか、それに至るまでの何かしらの原因があるだろう。社会的状況の変化、交通網の整備状況、旅行形態の多様化と観光客の志向的变化、現地の盛り上がり等幾つか挙げられると思うが、それらが重なったの結果であろうと思われます。原因は何なのか、今後の対策としては何が考えられるのか。原因を把握し、今後の対策を考えるべきだと思う。活性化を図る上での有効的な取組方が必要とも考える。

また、道路整備等のハード面、あるいは景観等の整備、イメージアップのためのアプローチも必要であろう。今後、市として寒風山の復興を図る上でどんな手法で取り組み、活性化を図っていくのか、その手法と考え方はいかに。男鹿の観光地として寒風山をどのような位置づけで持っていくのか、寒風山の現状と、それに対する取組方、将来構想を含めてお聞きします。そこで以下の質問となります。

一つ、寒風山の現状をどう捉え、その衰退の原因は何か。環境、観光客の動向を含めてお願いします。

二つ、今後の対策としては何が考えられ、活性化を図る上での有効的な手段はあるか。

三つ、道路整備、景観等の整備及びイメージアップのためのアプローチも必要であろう。その計画はあるか。

四つ、男鹿の観光地として寒風山をどのような位置づけとし、その将来構想はあるか。

以上の4点についてお答え願います。

次に、質問の第3問目は、令和4年度予算編成方針についてであります。

来年度も引き続きウィズコロナ、ポストコロナを見据えた政策が必要と考えます。コロナで落ち込んだ経済対策も必要でしょう。疲弊した市内の経済状況をどう盛り上げていくのか、その対策も近々の課題であります。無駄を徹底排除しつつ、徹底的に事業の見直し、優先順位の見直し、選択と集中等、限られた財源を効率的に配分しなければならないと思います。歳出予算の徹底的な見直しによる財源確保も重要な鍵となるでしょう。

また、健全な財政を堅持するためには避けて通ることのできない経常収支比率を引

き下げることが喫緊の課題であろうと考えます。財政構造上、依然として硬直化が進んでいるのではないかと懸念されます。事業を行うにも、よっぽど吟味が必要でしょう。なお一層慎重かつ効率的な財政運営が望まれるところであります。

いずれにしても、次年度も厳しい予算編成になると見込まれます。よって、現況を踏まえた斬新かつ抜本的な改革が必要と考えます。このように厳しい財政状況下にあります。未来へ向けてさらに本市の魅力を高め、市民生活の安定を図っていくことが行政の使命でありましょう。予算編成するに当たっては、限られた財源の効率的な配分が求められます。市長はじめ職員一人一人がより吟味して「税の有効活用」「前例踏襲からの脱却」「無駄の徹底排除」の意識を肝に銘じて予算編成をするよう強く望むものであります。

来年度の予算編成はいかにあるべきか、その予算編成の基本的な考え方と概要を伺います。

なお、今はまだ来年度予算編成に取りかかっている最中でありましょうから、確定までは至っていないと思います。現時点で決まっていることと、策定状況、大方の方針を示していただきたいと思います。そこで、以下の質問になります。

- 1、新年度予算編成に当たっての基本的な考え方。
- 2、予算総額の見込み、歳入歳出の見通し。
- 3、主なる重点施策と予算配分は。
- 4、例年と違う点、目新しい点は。
- 5、健全財政に向けての対策と財政目標及び年次計画は。

これらの5点についてお答え願います。

以上、大きく分けて3項目の質問でした。

これで第1回目の質問を終わります。それぞれについて誠意ある御答弁をお願いします。

○議長（吉田清孝） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 船木議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、本市の国際交流政策について、まず、国際交流に向けた市の取組状況についてであります。

地域がそれぞれの特性を生かし、官民挙げて人的交流、文化交流、経済交流など様々な形で国際交流を展開することは、市民の国際感覚を醸成し、多文化共生に対する理解を深める上ではもちろんのこと、インバウンドへの対応などグローバル社会で活躍できる人材の育成や地場産業の国際的な展開を推進する上でも極めて重要であると考えております。

こうした中、市では、国際教養大学との連携や外国青年誘致事業を活用したALTの任用を通して、小・中学生への外国語教育及び国際理解を育む教育の充実を図っております。

また、コロナ禍により現在は激減しているものの、台湾をはじめとした東アジアなどからのインバウンドなど、観光面での交流に力を入れてきております。

このほか、民間団体においても、男鹿ロータリークラブが本山のB29遭難慰霊碑の参拝を長年続けているほか、船木議員が会長を務めておられる男鹿市国際交流協会では、在住外国人との活発な交流を行っており、こうした活動なども合わせ、できる限り分かりやすく市民の皆様にご報告し、国際交流の機運を盛り上げてまいりたいと考えております。

なお、国際交流は、広範に及ぶ総合的な取組でありますので、本市においては、専門部署は設置せず、企画政策課を窓口として、各部署がそれぞれの担当する分野で国際交流を推し進めてまいります。

次に、在留外国人へのフォロー等についてであります。

本市の11月末現在の在留外国人は57人で、在留資格別の内訳は、建設業や福祉業等に従事する技能実習生が14人、ALTなどそれ以外の就労資格者が11人、永住者・日本人の配偶者・家族滞在等が32人となっております。

近年、少子高齢化や人口減少による人材不足がますます深刻化しており、国でも、在留期限をなくすなど外国人労働者の受入れ拡大に向け調整が進められていることから、人手不足が顕著になってきている本市においても、今後は外国人材の受入れ体制を強化することが必要になってくるものと認識しております。

現在、こうした在留外国人からの相談については、企画政策課で一旦受け付け、関係する部署と連携して対応することとしております。

また、地域での受入れや生活面で問題等が発生した場合には、状況に応じて雇用

主、関係機関、町内会等と協議・対応するほか、公益財団法人秋田県国際交流協会や同協会内にある秋田県外国人相談センターと連携し支援してまいります。

語学指導に関しては、永住者等を対象とした日本語教室を公民館事業として実施しており、生活習慣に触れながら語学を学ぶことで異国での生活の不安を和らげるセーフティネットの役割も果たしていると考えております。

情報提供については、市ホームページは外国語対応となっておりますが、ホームページにない情報や市から郵送する各種案内等については、雇用企業や御家族から協力をいただき対応している状況であります。

なお、外国人労働者の就労環境の整備や職場定着に取り組む事業主に対し、国の助成はありますが、市として在留外国人に限った補助等は特段実施しておりません。

次に、国際交流団体との交流実績と関わり方の方針についてであります。

本市では、経済、観光、文化スポーツ等の幅広い交流につなげるため、民間企業や他の自治体とともに、秋田タイ王国友好協会、秋田・フィジー共和国友好協会、秋田県日本中国友好協会、日台共栄首長連盟にそれぞれ加盟しております。

本年度は、日本政府が台湾に提供した新型コロナワクチンのお礼として、日台共栄首長連盟を通じ、台湾からサージカルマスクが本市へも贈られてきました。

市では、このマスクが台湾を知るきっかけになること、また、感謝や善意のつながりについて考える契機となることを期待し、市内小・中学校及び高等学校の児童・生徒へ配布しております。

国際交流の推進に当たっては、男鹿市国際交流協会などの民間団体と様々な活動を共有しながら、市民の国際理解の促進に努めてまいります。

御質問の第2点は、寒風山の現状と振興策についてであります。

まず、寒風山の現状と衰退の原因についてであります。観光面から見ますと、昭和53年まで寒風山への入込客数は年間30万人以上を記録していましたが、平成15年には10万人を割り、コロナ禍前の令和元年には約3万人と、減少の一途をたどっております。

また、自然環境面から見ると、かつて広範囲に及んでいた草原地が雑木林化の進行により、その面積が縮小しつつあります。

これらの原因として、まず、観光入込客数の減少については、旅行ニーズや交通手

段の多様化により、旅行先の選択肢が大幅に拡大してきたこと、「見物」が中心の団体旅行から「体験や学習」が目的の個人や小グループ単位の旅行が主体となってきたこと、観光地間の競争が激化し、寒風山の観光地としての魅力が相対的に低下してしまっただことなどが挙げられます。

また、草原面積の減少については、かつて地元住民が家畜の飼料用として利用していた面積が年々減少し、山焼きを含めた管理が行き届かず、雑木林化したことが原因であると推察しております。

このほか、市民向けイベントやなべっこ遠足などの学校行事が少なくなり、市民にとっても寒風山に親しむ機会が減少したことも原因の一つとの声もあり、こうした複合的な要因により、現在の状況に至ったものと考えております。

次に、今後の対策と活性化の手段についてであります。

寒風山は、男鹿観光の玄関口であり、また市民にとってシンボリックな存在でもあります。

私は、その復活こそが男鹿の観光産業の活性化、ひいては本市全体の活力創造につながるかと考えており、このたび寒風山の再生を目指して「魅力ある寒風山ビジョン」の策定に着手したところであります。

寒風山に、かつてのようになぎわいを取り戻し、その効果を市内全域に波及させていくためには、個人や小グループ客にアピールできるような観光資源の磨き上げに努めるとともに、体験型・滞在型メニューの造成など新たな魅力づくりを進め、大いに発信していくことが重要であるとと考えております。

まず、観光資源の磨き上げについては、寒風山のアピールポイントは何と言っても眼下に広がる草原の緑と空や海の青とのコントラストであることから、地元自治会や事業者、ボランティアの方々の協力を得て、360度のパノラマ景観を確保するための山頂部の草刈りや、草原環境を維持するための山焼きなどを進めてまいります。

また、新たな体験型・滞在型メニューの造成については、これまで寒風山ではパラグライダーやゴルフなどの体験型アクティビティが行われておりますが、これに加え、今年度は東北デスティネーションキャンペーンの特別企画として、寒風山と男鹿各地のなまはげを組み合わせた「男鹿のナマハゲ大集合」や、回転展望台を夜間開放して、星空や夜景を観察する会を催すなど、寒風山の新しい魅力を提案する取組を実

施しております。

さらに、寒風山は先般再認定審査の行われた「男鹿半島・大潟ジオパーク」を形作る極めて重要な資源でもあることから、今後はジオサイトを活用した滞在型メニューの提供も有効な手段と捉え、新たな魅力づくりを進めてまいります。

こうした取組を進めていく上で何よりも大切なのは、寒風山の地元の市民の皆様には、その価値・魅力を再認識していただくことでもあります。市民の皆様には、寒風山の環境維持に向けた活動への参加等を通じて、魅力ある寒風山ビジョンづくりには是非とも参画していただきたいと思っております。

次に、道路や景観等の整備についてであります。

これまで寒風山の整備等に関して特段計画等は策定されておりませんが、観光地としての受入れ環境を向上させるため、遊歩道の整備や眺望地周辺の草刈り、景観の妨げとなる店舗跡の解体などについて、多くの関係者の方々の理解と協力をいただきながら取り組んでまいりました。

観光面以外でも、古くから寒風山で採取した石材の加工販売が行われているほか、寒風山の湧水を使った水道事業や農業用水など、寒風山は男鹿の生活や経済の様々な分野に深く関わっており、その恩恵は広く市内全域に及んでおります。

こうしたことから、今後、寒風山を活性化していくためには、観光分野のみならず、寒風山に関わる様々な方々が思い描く将来像を提案していく必要があり、現在、地域づくりに造詣が深く、経験豊富な事業者にはファシリテーターを依頼し、魅力ある寒風山ビジョンの作成に向け意見交換を行っているところであります。

また、アクセス道路につきましては、幅が狭い上、急カーブや急勾配が多く、観光バス等の大型車の通行に支障を来している状況であり、こうした道路環境も衰退の誘因の一つと考えられます。

道路環境の改善は、寒風山ビジョンを実効あるものとするためにも極めて重要であることから、道路の走行性や安全性の強化に向け、飯ノ森地区の寒風山交差点入口から順次道路整備工事を進めているところであり、今後、事業推進に伴う様々な課題を県と一体となって解決しながら整備の加速化を図ってまいります。

次に、観光地としての寒風山の位置づけと将来構想についてであります。

寒風山が男鹿観光の玄関口であるということは、今後も変わらないものと考えてお

ります。これに加えて、寒風山はトレッキングなどを通じて貴重な自然環境に触れ合えることや、男鹿半島のシンボルとして市民の心に根付いていることなど、様々な価値を有しており、それこそが寒風山の魅力であります。

ビジョン作成に向けたこれまでの意見交換会においても、寒風山の価値と将来について幅広い観点からいろいろな意見・提言がありました。今後、さらに関係者とのワークショップを重ねるほか、広報等を通じて市民の皆様からも寒風山への思いや将来への意見等を提案していただき、そうした声も反映させながら「魅力ある寒風山ビジョン」として取りまとめてまいりたいと思います。

このビジョンを通じて、寒風山の価値や魅力を、市民はもとより世界中の人々に広く発信しながら、素晴らしい貴重な資源として将来へ引き継いでまいりたいと考えております。

御質問の第3点は、令和4年度の予算編成方針についてであります。

まず、新年度予算編成に当たっての基本的な考え方についてであります。新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見通せない中、国では新たな経済対策を実施することとしております。

その動向を見極めつつ、今ある危機を乗り越え、将来に向け市勢の発展を図っていくため、市民の暮らしを守る事業、安全・安心を支える事業はもとより、将来への投資にも積極的に取り組んでいくことが重要であると考えます。

要すれば、財政出動と歳出抑制のバランスをとっていくことが、これまで以上に重要であると認識しており、急速な人口減少や感染症の長期化に伴う地域経済の低迷等により、市税の増収が見込めない状況にある中、収支均衡の確保と将来への投資に要する財源の捻出に努め、健全かつ持続的な行財政運営の実現を図ることを基本に予算編成してまいりたいと思います。

次に、予算総額や歳入歳出の見通しについてであります。

歳入については、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響などによる税収の落ち込みや、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の縮減が懸念されるなど、継続的な減少が見込まれているところであります。

一方、歳出では、社会保障費や公共施設の老朽化による修繕・更新費の増加が見込まれるほか、長引くコロナ禍により痛手を受けている市民や事業者に対する支援、ア

フターコロナを見据え、本市の基幹産業である観光や農林水産業の振興、さらには船川港の活性化に向けた施策・事業に取り組んでいく必要があります

こうした見通しなどを踏まえ、現在、これまで取り組んできた事業の成果と課題を検証した上で、各課で鋭意予算編成作業を行っているところであります。

次に、主な重点施策と予算配分等についてであります。

新年度の予算編成については、「男鹿駅周辺を核とした産業の振興」「重要港湾船川港の活性化」「市民の健康づくり」「学校教育の充実と生活環境の整備」「移住・定住の促進」の五つの事項を重点的取組に位置づけ、市の将来を見据えた新規事業や既存事業の拡充など、優先的に予算措置することとしております。

このため、編成に当たっては、経常的な経費で裁量の余地がある経費については30パーセント、政策的な事業の中で、これまで継続的に実施してきた事業費については15パーセント削減することを原則とし、これにより生み出された財源を活用し、先に申し述べた五つの重点分として、本市の将来に資するため1億5,000万円の枠を新設しております。

また、国の経済対策に係る補正予算が来週召集される臨時国会に提出されることから、市の総合計画を推進するため早期に着手すべき事業等については、当初予算から今年度の補正予算に前倒して計上することも検討するほか、デジタル・トランスフォーメーションの推進等を考慮しながら予算編成作業を進めてまいります。

次に、健全財政に向けての対策と財政目標及び年次計画についてであります。

本市の財政状況は、わずかながら改善が見られる財政指標もありますが、依然として厳しい状況にあります。今後、児童福祉施設整備事業など、総合計画に基づく各種事業を推進するため、引き続き経費の徹底した削減と、事務事業の見直しに取り組み、硬直的な財政構造の改善を図ってまいります。

また、行政サービスの水準を維持していくための一般財源の確保に加え、災害等の不測の事態に備えた財政調整基金を一定額保有し、持続的な財政運営を図ることを当面の目標としてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 再質問ありませんか。7番船木正博議員

○7番（船木正博議員） 御答弁ありがとうございました。日頃から国際交流について



は、いろいろ頑張ってもらってありがとうございます。まず感謝をいたします。私の方からちょっと見た観点で、いろいろ市の方でも取り組んでいることはる分かっておりますので、ちょっと私の方から見た観点から質問してみたいと思います。

国際交流というと、大体海外へ出掛けていったとか、姉妹都市とかそういうふうなところが頭に浮かびそうなんですけども、まず国際交流といってもそういうふうなこともありますけども、やっぱり身近にいる、外に何も出掛けなくても身近に在留外国人とか、向こうから稼ぎに来た方とか、いろいろ身近にもいらっしゃるわけで、そういうふうなところの身近な外国出身者もかなりいる中で、そういう近辺においても国際交流は十分できると、そういうふうに思っております。ということで、そういう人たちの、身近な人たちの情報発信とか、啓発とか、これから必要でしょうし、今やっていると思いますけれども、そういうふうなことで、こちらの方では推進体制としては企画政策課で集中して、関連部署に振り分けていると、そういうことでございます。これもそのような特別な交流の専門部署、うちにはないんですけれども、それほど姉妹都市とかあるわけじゃないので、そこまで大きくはいらなくてもいいかもしれませんけれども、その企画政策課から関係部署にいくと。その流れをうまくやって、支障を来さない程度にやっていただければ、何も専門部署を設置しなくてもそれはできることですのでよろしいかと思っております。ということで、いろいろ市の取組状況、よろしくお願ひします。

あと、これから本当に外国人の方もいろいろなことを経験しなきゃいけないと思っております。ということで、今すごく在留外国人の日本語能力ですか、その能力の程度が結構問われてきているところでありまして、日本語検定で何級以上が必要だとか、そういうふうな動きになってきているようですので、その辺のところ市の方ではどうしているのか、日本語教室への関わり、それから、日本語教室への対象者の方々を導くための方法とか、あといろいろ生活の悩みとか相談するそういうふうな場所もシステムも必要だと思いますので、特に日本語教室に関わることで昔は日本語教室もたくさん人がいたようなんですけれども、最近は何といいますか、多分四、五名くらいより少ないのかな、ということで、これからますます語学力が必要になってくると思うんですけれども、この日本語教室で少なくなっている理由、前は結構何十人もいた

という話聞いていました。その日本語教室、余り来なくてもいいのか、それとも来る方法が分からないのか、その辺、この日本語教室の人数が私は意外と少ないと思いますので、どういうふうな状況なのか、もし知っていたら教えていただきたいと思います。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 日本語教室の状況でございますが、現在、船川港公民館において月2回程度行っております。受講者は現在5名ということになっております。それで、講師の方は1名で、あとボランティア講師として3名いるという状況になっております。その場がある程度日本語教室ということではありますが、やっぱりいろいろな悩み事相談の場にもなっているというところの一つに挙げられると思いますが、いずれ今現在5名の方が受講しているというところでございます。

○議長（吉田清孝） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 日本語教室の実施状況につきまして、八端部長の方から答弁ございましたが、これ公民館の事業ということで実施しておりますので、少し補足させていただきます。

今年度、ALT3名含めまして登録していらっしゃる方の8名であります。毎回5名程度の方が受講しております。以前から比べますと受講人数は減少している傾向であります。その減少している理由については、教育委員会の方では情報は持ち合わせていないということでございます。

年間24回の開催を予定しております。内容につきましては、日本語を読む、書く、聞く、話すということの修得を重点として実施しております。先ほど議員からお話ございましたが、日本語能力検定試験を受検する方のサポートについても、講師の方が付き添って実施しております。そのほか受講者が日本語で手紙を送る際に、その文章の内容ですとか校正といったことの相談にも乗っているということで、講師の方、それからサポートの方がきめ細かくサポートしているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田清孝） 7番船木議員

○7番（船木正博議員） 分かりました。外国語教室といっても、語学と、それからやっぱり悩み事相談とか、そういうふうなこともいろいろ受け付けてやっているところでございますので、行政に代行してやってもらっている感じもありますけども、それでよろしいかと思えます。

とにかく外国の方で、やっぱり気軽に相談できる場所、その方たちもすぐにどこにあるのかなと分かるような、そういうふうなシステムがほしいと思えます。例えば、私たち普通に健康診断の申込みはどうすればいいのかとか、あと、粗大ごみはどうしたらいいんでしょうかと、大体普通の日本人だったら分かるようなことでも、やっぱり外国の方はどうしてもそういうふうなところも分からなくて難しいところもありますので、どうしても頼れるところが必要なわけです。そういった場合に気軽に相談ができる、そういうふうなシステムも考えていただければありがたいと思えますので、そういうふうなこともこれから考えながら、国際親善といっても近くの近所にいっぱいそういう人たちもいますので、そういうふうな人たちをまず考えていただければありがたいと思えます。

それから、そうすると、先ほどちょっと聞き間違い、在留外国人、人数何人でしたっけ。増えているのか。

○議長（吉田清孝） 57人。

○7番（船木正博議員） 57人ですか。それ今、昔より増えているのか減っているのか、どうでしょうか。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） その在留外国人の方の推移というところですが、申し訳ございません。今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後で御報告させていただきたいと思えます。申し訳ございません。

○議長（吉田清孝） 7番船木議員

○7番（船木正博議員） 分かりました。今現在こちらの方に結婚なされてとか、在住、そういうふうな結婚なされていらっしゃる方とかは32人いるということですね。はい、分かりました。

それで、補助制度がないということなんですけども、これはどうなんでしょう、補助制度がない、必要はないのでしょうか、それとも、あっても作る理由がないというか、どうなんでしょうかね。補助制度は必要はないのでしょうか。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 今のところ、市単独での補助というところであれば、ちょっと今のところそういう要望等も今のところないようですので、現時点では行っていないというところでございます。

○議長（吉田清孝） 7番船木議員

○7番（船木正博議員） 分かりました。

それから、外国から働きに来ている方もおりますし、こちらに住み着いている方もおりますので、そういうふうな方たちの連絡方法とか、何かあった場合は、どういうふうな手順で連絡とか広報活動をしているのでしょうか。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 在留外国人の方々への連絡方法ということですが、市としましては、その連絡先等のところにつきましては把握はしておりません。必要になったときは、やっぱり雇用されている方とかそういう部分の方で対応していただいて、問題があれば企画政策課の方へ問合せいただきたいというところでありますのでよろしくをお願いします。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） 連絡先が分からないということでしたけれども、一応市の方では外国からの出身者の方の住所録とかはあると思うんですけども、どうなんでしょう。まずそれ聞きます。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 住所登録はしていただいておりますので、そういう情報はありますが、ただ、こちら側からその方々へ何か連絡するというところは、直接はございませんので、そういう意味で、それもやっぱり個人情報ということになります

ので、何か必要があった場合はその分かる方で対応していただくというところをとっております。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） そういうところで、市内にも国際交流協会あるわけで、皆さん御存じだと思いますけれども。そういったときに、やっぱり市内の交流団体では、案内を出そうにもやっぱり住所が分からず困っているんです。そういう場合は知り合いに頼んだり、知人から紹介してもらったり、独自に企業とか学校、関係機関を回って情報収集して、それで把握していろいろ人の情報を集めて案内とか差し上げているんですけれども、なかなか市内のどこに誰がいるのかというのはなかなか分かりづらくて、案内するにもなかなか厳しい状況なんです。そういった場合に、何か催しとかある場合に、やはりふだん孤立しているかもしれないそういう外国の人たちもいるので、そういうふうな人たちに来ていただいて楽しんでいただきたいと、そういうふうな機会があるわけです。そういった場合に案内を出すにもなかなか案内出すところが分からなくて困っております。そういったときに、一応ここで個人情報の観点からすれば、それはもう重々難しいことは分かるんですけども、慈善団体への協力方法、支援方法として、情報提供をもっと柔軟に対応すべきところもあるのではないかと思いますけども、やはりそういうふうなところは無理なんでしょうか。個人情報の観点からすれば難しいのは重々分かりますけども、何らかの方向性とかあって連絡方法が取れるような、そういうふうな支援とかはできないものんでしょうか。

○議長（吉田清孝） 暫時休憩いたします。

午後 2時53分 休 憩

---

午後 2時53分 再 開

○議長（吉田清孝） 会議を再開します。

八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 市としましては、やっぱり把握している情報を市から出すということにはできないわけですが、そこら辺につきまして協会の方といろいろと、何らかの方法があるかもしれません。そこら辺については協議させていただければと

いうふうに思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） 分かりました。ありがたい答弁いただきました。ありがとうございます。

いろいろ市の方でも積極的に活動なさっているようですので、その点は評価しておりますので、これからもいろんな広い面で外国の方との交流を推進していただければありがたいと思います。ということで、こちらの方は終わります。

では、寒風山の方に行きます。

寒風山、今は年間3万人くらいということなんですけども、これはどんな方法でカウントしているんですか。その入り込み数です。

○議長（吉田清孝） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） お答えします。

寒風山回転展望台の入館者、その数でその数値を把握しております。

以上です。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） 分かりました。じゃあ漏れている方もいるということですね。了解です。

寒風山に関しては、いろいろ市長も積極的に取り組んで、熱を入れてやっておりますので、いろいろな方法をこれから考えていただけたらと思いますので、頑張ってくださいと思います。

それで、寒風山の、やっぱり人がいなくなったという一つの原因としては、寒風山まつりがなくなったことが一つの原因だと思います。寒風山まつりがなくなって、まず人が集まる機会がなくなったんですね、寒風山も。やっぱりそういうことが、寒風山が注目される機会が減っていると。年に一度くらいは、人が集まるイベントがあった方がいいと思います。今は全くないと思うわけですけども、これも行政だけじゃなくて、民間、行政、こだわらずに、共通認識のもとに実行委員会を立ち上げるなど、観光協会、商工会、いろいろ民間の連携機関と連絡を取り合って、どうかひとつそういうふうな人が集まるような大きなイベントとか、やはりもう一度復活させていただ

きたいと思います。全く前と同じような形態でなくても、いろいろ違った形のものでいいですので、今いろいろそういうふうなことを検討されている段階だと思いますけども、その辺のところではどうですか、一つくらい大きなイベントあった方がいいと思いますので、どんな考えでしょうか。

○議長（吉田清孝） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） 寒風山まつりということでございまして、私、実は大変ちょっと申し上げづらかったんですけども、参加したことがなくて非常に申し訳ございません。

ただ、過去の写真を見ますと、本当にたくさんの方が来て、いろんな催し物、演歌ショーとかもあって非常ににぎわっていたというふうに感じました。確かに寒風山のにぎわいを取り戻すには、やはりそういった人が多く集まるようなイベントということも一つの手法として捉えられると思います。ただ、その実施に際して、寒風山まつり、今までどうやってやってきたかということなんですけども、やはり地元の商売やっていた方がやっぱり中心になって企画、実施を行ってきたという経緯があります。要はプレイヤーがしっかりいたということです。じゃあ実際、今、現状どうなのかというと、なかなかその実施するに際してのやっぱりプレイヤーというのが、なかなか存在していない状況なのかなと思っております。まず今回、いろいろ寒風山のビジョンづくりを進めていく中で、そういった大きなイベント、みんなでやっていきたいと思います、やはりそういう盛り上がりは極めて大事だと思います。そういった中で地域の皆さん、事業者の皆さんも、よし、みんなでやっとうというふうなことで盛り上がり、一致団結してやっとうんだということになった場合には、市の方でも積極的に応援してまいりたいというふうに考えております。まずは今回、いろいろ3回、ワークショップありますので、そういった中での盛り上げを大いに期待しております。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） 当然、まずは地元の意識が一番大切だと、これは当然な話ですので、そういうふうな意識づけも含めて市の方でも考えて、まずは意識づけ、そしてそういうふうなものが、そういう考えが盛り上がってくるようなことを考えていた

できればありがたいと思います。

ということで、いろいろこれから寒風山に関しては、いろんなものが出てくると私は期待しておりますので、そういうふうな中でこちらから二、三個ちょっと提案してみたいと思います。

例えば寒風山と滝ノ頭を抱き合わせた観光ルートとして組み込んでみたらどうかと。これ実はいろんな人、お店の方とかにも聞きますと、大体観光客の中には近くにどんな見るところがあるかとよく聞かれるそうなんです。そういった場合、この滝ノ頭を紹介していると。そういうことで、滝ノ頭もかなり人気があるということなので、そういう観光ルートとして寒風山と滝ノ頭を抱き合わせて、そういうルート構想とかを観光政策の中に組み入れてみたらどうでしょうかということの提案です。

○議長（吉田清孝） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） お答えいたします。

今、御提案のありました事項については、一つの可能性のある案だというふうに捉えております。今後、旅行商品なども企画できるDMO、観光地域づくり法人であります男鹿市観光協会様とも協議をしながら、具体的にどういった見せ方ができるのかといったところについても協議してまいります。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） よろしく申し上げます。

それともう一つ、先ほどパラグライダーがあると言っておりました。当然パラグライダー、今あるんですけども、これを何とか利用できないかということなんですけど、主催者と面識あるかどうか分かりませんが、主催者と協調して寒風山をパラグライダーのメッカとして売り込むという、そういうふうなことも考えられますし、これで広報活動したら寒風山が全国、全県から注目され、イメージアップにつながると思います。このパラグライダースクールを利用しない手はないと思うんですけども、その主催者といろいろ協議してやってもらえればありがたいと思うんですけども、市とそのパラグライダースクールとの接点はあるんでしょうか。それとも、あったとしても、市の方からこういうふうな提案とかアプローチしてみたらどうかと思うんですけども、どうですか。



○議長（吉田清孝） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） パラグライダースクールを、実際に校長先生いらっしゃるんですけども、その方には実際、山焼き行事で実行委員会に入っております。そういった意味で、日頃から情報交換もさせていただいておりますし、また、除草作業についてもいろいろと地域の皆様、それから我々市、そしてパラグライダースクールさんのお互い連携をとって草原の維持に当たっているところでございますので、そういった意味で良好な関係は築いております。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） 良好な関係を築いているということで、これは頼もしいんですけども、その良好な関係をもっているところで、例えばパラグライダーの競技会の開催とか、あるいは思い切って全国大会を開催するとか、そういうふうな相談で算段して、そういうふうなイベントを開催すると、そういうふうなことも考えられますので、それちょっと考えてみてください。どうですか。

○議長（吉田清孝） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） いい提案をいただきました。小野寺校長は、本当、風を肌で感じているというか、すごい人だと思います。寒風山の山焼きをやるかどうかとジャッジするときも、气象台の予報よりも彼の肌感覚が素晴らしいです。寒風山に非常に思い入れを持っています。今回の寒風山ビジョンの策定のことにも深く関わっていますから、恐らくそういう今、議員が提案したそういう話も出てくるんだと思います。何とか寒風山の活性化のいろんな話が出てくることを期待しています。

滝ノ頭についても、私は男鹿観光の穴場の一つだと思っています。来てくれた人がみんな、訪れてきた人がみんないいと。私たちはああいう素晴らしい資源に恵まれているので、何とかあれを見て、保存していくと、そういう気持ちを持つことが非常に大事なことだと思っています。

議員の皆さんからも、やっぱり関心持ってもらいたいのは、一番簡単にいうと、やっぱり寒風山の衰退の原因は道路、それからレストハウスが老朽化していると、その2点だと思っています。何とかみんなでそこを盛り上げていけるように、今、道路

についてもオール市役所で必死になって今、陳情していますし、何とかそういうことをやっていきたいと思っていますから、だから今回のビジョンの大きな一つは、やっぱり民間事業者に興味を持たせて、ああここやっぱり魅力的だと、ここに店を開いてみたいと、そう思うようなそういうビジョン策定が大事だと思っています。

あともう一つ、さっき言ったような寒風山まつりの話も出ましたけども、そういう民間主導でそういうお祭りができるような、あれだけの素晴らしい景観があるので、私はお祭りでもやればそれだけの採算も合うと思うんですよ。だから、そういうことに事業者を入れながら、いいビジョン策定を期待しているというのはおかしいですけども、一緒にやろうと、そういう気持ちですので、議員の皆さんからも積極的な御意見をいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） 市長からも前向きないい答弁をいただきまして本当にありがとうございます。是非、全国大会とかそういうふうなイベントを開催するような運びでお願いします。

もう一つ、まだそれもありますけども、あそこにはインストラクターがいるんです。ですから、男鹿市とタイアップして、パラグライダー教室とか、そういうふうなことも考えられますので、それも大分人寄せ効果にはつながると思いますので、これは答弁いりませんが、これも参考にしておいてください。

ということで、今、市長も道路事情のことを今お話されましたけども、これからいこうかなと思ったところですので、それで道路の方をまた、道路整備、景観等の整備のイメージアップ等のところへいきたいと思います。

まず、寒風山への行き方が非常に分かりづらい。やっぱり、パッと目につくような寒風山への誘導板とか、もっと目につくような要所要所に設置する必要があると思いますけど、どうでしょうか。

○議長（吉田清孝） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） そういった御意見があるとすれば、やはりある程度まず我々として、じゃあどういふふうな標示をしていけばいいのかといったところも、ちょっといろいろ研究させていただきたいと思います。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） 是非研究してください。観光客の人、入口が分からなくて迷っている人いっぱいいるからね、そういうことでよろしくお願いします。

あと、先ほど今、飯ノ森とかあの辺から道路も整備中だと伺いましたけども、私は見ておりますけども、あそこから登って行って頂上まで行く間には、道路が狭くて大変なところあります。あと、ガードレールもなくて、すぐ谷で危険なところもあります。私見て歩いたんですけども、道路の破損箇所もありますし、これはやっぱり道路の整備は、やっぱり本当必要です。あの道路の整備なくて、やっぱり観光客も大変でしょうし、観光地も見にくいだろうし、道路の整備は今一番大変必要だと思います。今、一部で工事をしているところはあるんですけども、あの上の方に至るまでのあそこを調査して、県に働きかけるなどして整備できないものでしょうか。今後の方針はどうでしょうか。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） 入道崎寒風山線という道路になるかと思えますけれども、現在、入口の辺り大分整備されて広くなって、良くなっております。それで、市としては、県道になりますけれども、まずその辺、そこでとどまらず、順番に頂上まで整備していただきたいということで、県の方には常にお願している状況でございます。その事業を進める中で、なかなか所有者の確定とかそういった部分で、なかなか県の方でも進まないといったそういった事情もあつたりしますので、そういった部分は市の方で積極的に関与といいますか協力して、そういった市でもその事業推進に協力できる部分は積極的に協力して、まず県の事業がどんどん進むようにということで県とも情報を共有しながら現在も寒風山の道路については進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） そうですね、観光は道路からということです。まずこれからしっかりやっていただきたいと思います。

それから、寒風山に登っていくと、下の方の駐車場あります。あそこ、妻恋駐車場

といいますか、あそこの入口の左側に公衆トイレあって、そのトイレの手前に昔の何ていう、お土産売場なのかな、小屋があります。その小屋が崩れかけて、かなり見苦しいと。今、そんな入口が、ああいうふうな見苦しい建物があってイメージダウンにつながるんでないかと私は思った次第です。持ち主は恐らく観光協会さんで、中は物置になっているようなんですけれども、やっぱり外壁が崩れたり、ちょっと見苦しい状況なので、あの辺はどうなんでしょうか、何とかできませんか。

○議長（吉田清孝） 暫時休憩します。

午後 3時12分 休 憩

---

午後 3時12分 再 開

○議長（吉田清孝） 会議を再開いたします。

小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） 今御指摘のとおり見苦しい部分があるということでございますけれども、やはり景観というのは極めて大事な要素でございます。今回の寒風山ビジョンを策定するに当たりまして、そういった見苦しい部分をどうしていくのかといった点も含めて皆さんとまず話し合いもしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） これからビジョンでそういうふうないろんな問題も出てくると思いますので、一つ一つ解決していただきたいと思います。

ということで、以前にテレビの旅物で、録画撮りで自転車に乗って火野正平が来ていました。テレビで放映されましたけれども。また一つの情報によりますと、今年の11月初旬に自動車のコマーシャル撮りが行われております。寒風山で三日間、11月の4・5・6日の三日間、撮影隊が来て、30名ぐらいの人たちが来て録画撮りをしていたということなんですけれども、恐らく見た人によると、車を見ると日産車だなどということなんですけれども、そういうことで、恐らく撮影スタッフは、来た人はいろいろ店の方に何も言わない、公表はしていなかったようなんですけれども、そのレストランで食事をしているんです。それで、食事をして、30名くらいもいるということ

だったので、三日間いたようです。それでまず撮影ですので、車とか使うので、要するに道路使用許可、これはやっぱり撮影するために警察から道路許可はもらっていると思います。ということで、市の方へは連絡とかそういうふうな情報とかは入ってきておりましたか。

○議長（吉田清孝） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） お答えします。

許認可等のものは一切まず市の方で関わっている部分はなかったんですけども、撮影に入るといった情報はいただいております。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） このように、やっぱり寒風山、ほかからも黙っていても魅力があるから来るんですね。やっぱりほかからも注目されているんです。ですから、こういうふうなところで寒風山の利活用方法いろいろあると思うんです。売り込み方法も。ですから、一つの提案としては、その放送番組やコマーシャル撮りに利用してもらうように、こちら市の方からも積極的に各メディアにアピールして、観光文化スポーツ部なのかな担当が、そういうふうなところでこういうふうなことを売り込むとか、広報活動、こちらの方から持ちかけていってもいいと思うんですけども、その辺の意気込みありませんか。

○議長（吉田清孝） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） 私の思いといたしましては、もう寒風山はもとより、男鹿のナマハゲ、あとそれからゴジラ岩であるとかも、様々な売り込みたい素材というのはたくさんあります。そういったものに関しては、積極的にまず広報活動ということで、各種メディアさんがちよくちよくまず男鹿の方に実際いらっしゃる機会が多いものですから、そういったところには積極的にまずアピールをしてまいりますし、今後もいろいろと市内のメディアさんを訪問する機会もございますし、そういった際には積極的に取り上げていただけるようにアピールに努めてまいりたいと思います。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） 是非アピールして、成果を上げていただきたいと思います。  
いわゆる世界三景というそういう山でありまして、やっぱり寒風山は男鹿の宝だと思いますので、大事に扱って、いろんな利活用方法をやっていただきたいと思います。

ということで、9月の議会で魅力あるビジョン作成業務が予算化されておりましたけども、これはその後どのような推移で、今どの辺のところでおりますか。提案などはされたのかどうなんでしょうか。その推移をお知らせください。

○議長（吉田清孝） 小玉観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 小玉博文 登壇】

○観光文化スポーツ部長（小玉博文） お答えします。

今現在でございますけども、これまで2回の関係者、地域の皆様に対するヒアリング、意見交換を1回ずつ行っております。そして毎月1日の広報にもございましたけども、市民の皆様に対しまして寒風山への思い、あるいは画像ですね、それを是非とも御提案をいただきたいと思いますということで、今、皆さんの方をお願いしているということでございます。さらに、12月11日土曜日ですけども、第1回目のワークショップということで、これは寒風山に興味を持っていらっしゃる方であればどなたでも御参加もできますし、また、議員の皆様にも御案内を差し上げておりますので、是非とも御参加をいただきたいと思います。

さらに、2月、3月、先ほど間違っって1月、2月と申し上げたかもしれませんが、2月、3月に再び2回目、3回目のワークショップを開催いたしまして、そういったことを踏まえて、年度内にはそのビジョンを完成させるという運びにしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） これからいろいろワークショップとかヒアリングとかいろいろいい案が出てくると思いますので、是非うまくまとめて活性化につなげていってもらいたいと思います。寒風山の方は終わります。

予算編成ですけれども、いろいろ取り組んでいらっしゃるって、まずは経常収支比率、今何パーセントなんでしょうか。経常収支比率のところを教えてください。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 令和2年度の決算値の数字になりますが、現在、経常収支比率は92.9になっております。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） 90パーセントから下がるのは至難の業ですのではないですか。その辺のところ、できるだけ比率が下がるように頑張っていたきたいと思います。

あと、予算編成、いろいろ気を遣ってやっておりますので、一つ一つとやかくは言いませんけども、新型コロナの影響で経済活動が停滞しているとか、税収の減少がしばらく続きそうなんですけども、それは当然として、それだけじゃなくてやっぱり根本的に人口減少とか労働力人口の減少などとか、そういうふうな構造的な問題もありますので、そういうふうなところも含めながら予算編成をこれからやっていただきたいと、そういうふうなことを従順に、人口減少や財政状況を考えると、コロナ以外でも根本的な問題がありますので、そういうところも十分吟味してやっていただきたいと。そういう観点から、事業評価の仕組みとかそういうふうなシステムは、男鹿市ではどういう形態でやっているんでしょうか。その辺のところ、事業評価の仕組み等を確立していらっしゃいましたらお願いします。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 事業評価については行っておりまして、外部評価につきましても今年度から実施する予定でございます。

○議長（吉田清孝） 7番

○7番（船木正博議員） 分かりました。それで、全体的にいろいろなことを考えながらやっていると思いますので一つ一つ言いませんけども、やっぱり投資的経費とか選択と集中とか、そういうふうなところも取り入れて、あとスクラップアンドビルド、採算性の悪い部門をもうやめて新たな部門を設けるとかそういうふうな意味ですけども、そういうふうなこともいろいろ考え合わせながらやっていただきたいと思います。それで3月の予算を期待しておりますので、よろしくお願いします。

ということで終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田清孝） 7番船木正博議員の質問を終結いたします。

---

○議長（吉田清孝） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日3日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

---

午後 3時23分 散 会